公認会計士・監査審査会の活動状況

令和元年５月

公認会計士・監査審査会

本冊子について

公認会計士・監査審査会令第２条の規定に基づいて定めた公認会計士・監査審査会運営規程第 16 条に基づき、平成 30 年度（平成 30 年４月１日～平成 31 年３月 31 日）における公認会計士・監査審査会の活動状況を公表します。

読者の便宜を図るために、一部、平成 30 年３月 31 日以前の情報及び平成 31 年４月１日以降の情報も記載しています。

なお、平成 30 年度及び本年度とは、平成 30 年４月１日～平成 31 年３月 31 日を指し、平成 30 事務年度及び本事務年度とは、平成 30 年７月１日～令和元年６月 30 日を指します。

〇公認会計士・監査審査会運営規程

第 16 条　審査会は、毎年度終了後、当該年度における各種措置及び検査実施件数等の活動状況を公表するものとする。

≪本冊子に対するご意見等の連絡先≫

公認会計士・監査審査会事務局　総務試験室総務係

03－3506－6000(内線 2440)

目　次

はじめに ・・ 1

【本編】

第１章　組織

１．公認会計士・監査審査会・・・ 5

２．事務局 ・・ 5

第２章　監査事務所に対する審査及び検査等

１．概説 ・・・ 7

２．監査事務所等モニタリング基本方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

（１）監査事務所等モニタリング基本方針（審査・検査基本方針）・・・・・・ 9

（２）監査事務所等モニタリング基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

３．監査事務所に対する審査及び検査の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

（１）協会による品質管理レビューの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

（２）品質管理レビューに対する審査の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

（３）監査事務所に対する報告徴収の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

（４）監査事務所に対する検査の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

（５）検査結果・・・ 17

（６）金融庁長官に対する勧告の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

（７）外国監査法人等に対する検査・監督の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

４．審査及び検査等に係る情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

（１）「平成 30 年版モニタリングレポート」の作成・公表・・・・・・・・・・・・・ 19

（２）「監査事務所検査結果事例集」の作成・公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

５．関係機関との連携・・ 21

（１）金融庁関係部局との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

（２）協会との連携・・ 21

（３）金融商品取引所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

（４）日本監査役協会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

６．平成 30 事務年度の課題に対する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

（１）監査法人のガバナンス・コード等を踏まえた態勢の検証・・・・・・・・・ 22

（２）監査をめぐる動向を踏まえた検証 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

（３）IT を活用した監査とサイバーセキュリティ対策等の状況把握・・・・ 23

（４）協会の品質管理レビュー制度の総括的検証等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

（５）情報発信の強化・・・ 24

（６）審査会モニタリング実施態勢の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第３章　公認会計士試験の実施

１．概説・・ 25

（１）試験制度の概要・・・ 25

（２）現行試験の概要 25
２．公認会計士試験の実施状況 28
（１）平成 30 年公認会計士試験 28
（２）令和元年公認会計士試験 30
３．受験願書等のインターネット受付 30
４．公認会計士試験に係る情報発信等 31
５．今後の課題 31
（１）公認会計士試験の公平かつ円滑な実施 31
（２）公認会計士試験受験者増への取組 32

第４章　公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議
１．制度の概要 33
２．事案の概要 33

第５章　諸外国の関係機関との協力
１．監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）における活動 35
（１）設立の経緯 35
（２）組織 36
（３）活動状況 36
（４）日本 IFIAR ネットワーク 39
２．二国間での協力 40
３．今後の課題 40

【資料編】

１　公認会計士・監査審査会関連資料
１－１　公認会計士・監査審査会発足の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
１－２　第５期　公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿・・・・・・・・・・・・・46
１－３　公認会計士・監査審査会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

２　審査及び検査関連資料
２－１　品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続・・・・・・・50
２－２　監査事務所等モニタリング基本方針－より実効性のある監査の実施のために－・・51
２－３　外国監査法人等に対する検査監督の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
２－４　公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
２－５　平成 30 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画・・・・・・・・・・・・72
２－６　公認会計士・監査審査会の勧告一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・83
２－７　検査結果に基づく勧告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
２－８　検査結果事例集についての講演の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
２－９　公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上（抄）～大規模監査法人を中心に～・・・88

３　公認会計士試験実施関連資料
３－１　公認会計士試験制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
３－２　平成 30 年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表について（抜粋）・・92
３－３　平成 30 年公認会計士試験の合格発表について（抜粋）・・・・・・・・・・・94
３－４　平成 31 年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の合格発表について（抜粋）・・・104
３－５　平成 30 年度の講演会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105

４　諸外国の関係機関との協力関連資料
４－１　第 18 回監査監督機関国際フォーラム（オタワ会合）について・・・・・106
４－２　監査監督機関国際フォーラムによる執行体制に関するサーベイ報告書（2018 年）の公表について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
４－３　監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）本会合開催実績・・・・・・・・・・・114
４－４　IFIAR 検査ワークショップ開催実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115
４－５　日本 IFIAR ネットワーク会員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という。）は、平成16年4月、独立して職権を行使する機関として金融庁に設置されました。審査会発足時の記者会見では、審査会の任務は社会の期待と公認会計士の制度・実務との乖離を埋めることであるとの認識を表明し、以来、審査会は、ますます高まる監査品質に対する社会の期待を常に意識しながら公認会計士監査の質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、投資者の資本市場に対する信頼の向上に努めてまいりました。

１．本年度を振り返って

審査会の主要業務である「監査事務所に対する審査及び検査等（モニタリング）」「公認会計士試験の実施」及び「公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議」について、それぞれ、第2章、第3章及び第4章で詳しく説明しております。また、近年ますます重要となっている「諸外国の関係機関との協力」については第5章で詳しく説明しております。ここでは、「モニタリング」「公認会計士試験」「国際関係業務」の各領域について、平成30年度における活動の概要を説明いたします。

（１）　審査会の実施するモニタリングについては、現在「平成30事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（平成30年7月からの1年間）に基づき進めているところです。平成30事務年度のモニタリング結果をまとめた監査事務所検査結果事例集及びモニタリングレポートは、現在、作成に着手したところであり、本年7月頃に公表の予定です。

平成30年7月に公表した「監査事務所検査結果事例集」及び「平成30年版モニタリングレポート」については、同年10月以降、日本公認会計士協会の本部及び地域会の各会場で事例集の説明を中心とする講演を実施いたしました。また、日本内部監査協会及び日本監査役協会でも同様の講演を実施いたしました。

（２）　公認会計士試験については、本年も例年通り、全国各財務局の協力の下、前年の反省を踏まえて改善を行うとともに、着実な業務の遂行に努め、平成30年公認会計士試験を無事実施いたしました。願書提出者数等は昨年に続き前年比増となりました。願書提出者数の増加は、試験に関する情報提供の充実などに努めていることのほか、年々利用率が高まっているインターネット出願の導入に伴う出願時の利便性の向上も功を奏しているものと考えております。

（３）　グローバル経済の急速な拡大を背景に、監査業務もグローバル化がめざましく進展する中、審査会は、諸外国の監査監督当局との協力・連携の構築・強化に積極的に努めております。平成 30 年度は、代表理事国としてその策定に参画した監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の 3 年間の中期戦略計画が 4 月開催のオタワ本会合で承認されました。本会合では、世界で起こっている会計不正事件等に伴う監査法人の信頼性に関して、また、イノベーションの進展に伴う将来的な監査の意義に関して、各国の監査監督当局との間で問題意識の共有も図りました。本年 1 月に東京で開催された代表理事会では、上記の問題意識を踏まえ、IFIAR の業務運営や監査のあり方に係るハイレベルな議論を行いました。

２．第 5 期を振り返って

本年度は、審査会第 5 期（平成 28 年 4 月～平成 31 年 3 月）の最終年度に当たります。第 5 期における 3 年間の活動について、あらためて振り返ってみたいと思います。

まず、モニタリング活動については、「監査事務所等モニタリング基本方針―より実効性のある監査の実施のために―」（平成 28 年 5 月 13 日）では、名称を「審査及び検査の基本方針」から「監査事務所等モニタリング基本方針」と変更し、モニタリングの定義を明確にしました。すなわち、モニタリングはオンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を含み、前者は検査を指すとした上で、後者には、監査事務所に対する報告徴収及びヒアリングのほかに、監査事務所や各関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集などの活動も含まれることを明確にしました。この方針に基づき、日本公認会計士協会、監査事務所（大手監査法人、準大手監査法人、さらに中小規模監査事務所も含む）との間ではもちろん、日本取引所自主規制法人、日本監査役協会等との意見交換も積極的に実施してまいりました。

東芝事案を受けて、大手監査法人に対する検査を見直した結果、2 年に 1 回実施していた検査について、各検査の翌事務年度にフォローアップ検査を行うこととし、平成 28 事務年度より、大手監査法人に対しては毎年検査を行う体制といたしました。

平成 29 年 3 月に金融庁より「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）が公表された際には、審査会は、従前よりガバナンス等経営管理態勢、業務管理態勢に重点を置いたモニタリングを実施してきたところであり、監査法人のガバナンス・コードの公表を歓迎するとともに、ガバナンス・コードの趣旨を踏まえて各監査法人が構築・強化した態勢の実効性を検証していく旨を公表しました。

また、モニタリングの結果について、監査事務所、日本公認会計士協会、監査役等へのほか、資本市場関係者、更に広く社会への情報提供の充実に努めてまいりました。具体的には、「監査事務所検査結果事例集」の内容の充実を図ってきたほか、会計監査の

専門家でない方々にも分かりやすく読んでいただけるよう、平成 28 年から多数の図表を使った「モニタリングレポート」の作成・公表を開始し、以後毎年、内容の拡充に努めてまいりました。また、平成 27 年に行った検査結果の第三者開示の拡充に関しては、指摘内容等が関係者に的確に伝達されるよう、平成 28 年に「検査結果通知書」の「特に留意すべき事項」に 5 段階の総合評価を導入いたしました。

次に、公認会計士試験については、新試験制度導入後間もなく減少傾向に入った願書提出者数等の回復を期して、従前より、公認会計士の資格・職業の魅力について社会に広く啓蒙すべく大学等で講演を行うとともに、受験者の勉学努力がより適正に反映されるよう試験問題の改善に努めてまいりました。その結果、経済状況の改善、日本公認会計士協会の普及活動、監査事務所の業務運営の改善等とも相俟って、平成 28 年から願書提出者数・合格者数ともに増加に転じ、現在に至っております。なお、第 5 期中に行った大学等での講演は、大学（大学院を含む）で 46 回、高校で 6 回の計 52 回となりました。

最後に、国際関係業務について、審査会は、IFIAR 発足前より、各国監査監督機関との協力関係の構築・強化に努めてきたところであり、平成 19 年 3 月に開催された第1回 IFIAR 本会合は東京で引き受けました。常設事務局の設置に際しては、IFIAR 創設以来の我が国の実績を背景に、日本政府一丸となって誘致活動を推進した結果、平成28年4月開催のロンドン本会合で常設事務局を日本（東京）に置くことが承認されました。金融関係の国際機関本部が日本に設置されるのは初めてのことです。平成 29 年 4 月に常設事務局の開所式が行われ、併せて本会合も東京で開催されました。常設事務局の東京設置を機に、平成 28 年 12 月には、我が国における監査品質の意識向上を図り、IFIAR が目指すグローバルな監査品質の向上に貢献することを目的として、「日本 IFIAR ネットワーク」が設立されました。今後、我が国にも、高品質の監査は企業価値を向上させるという認識が広く浸透していくことが期待されます。

この 4 月に発足する第 6 期審査会においても、引き続き、上述の課題群に積極的に取り組むことによって、投資者の資本市場に対する信頼の向上を図り、ひいては、日本経済、世界経済の健全な発展に貢献していくことを期待します。

平成 31 年 3 月

公認会計士・監査審査会会長

廣本敏郎

本　　編

第１章　組織

１．公認会計士・監査審査会

審査会は、公認会計士法（以下、「法」という。）第 35 条第 1 項及び金融庁設置法第 6 条に基づき、金融庁に設置された合議制の行政機関である（平成 16 年 4 月設置。P44 資料１－１参照）。

審査会は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣から任命された、会長及び 9 人以内の委員により組織される。委員は非常勤であるが、うち 1 人については常勤とすることができる。任期は 3 年である（法第 36 条、第 37 条の 2、第 37 条の 3）。

会長及び委員は独立してその職権を行い、また、法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない（法第 35 条の 2、第 37 条の 4）。

平成 28 年 4 月 1 日に発足した第 5 期（平成 28 年 4 月～平成 31 年 3 月）においては、廣本会長、松井常勤委員が新たに任命されたほか、新任委員 3 人を含む非常勤委員 8 人の計 10 人の構成で活動を行った(P46 資料１－２参照)。

審査会の主な業務は以下のとおりである。

① 公認会計士、監査法人及び外国監査法人等（注）並びに日本公認会計士協会（以下、「協会」という。）に対する検査等
② 公認会計士試験の実施
③ 公認会計士及び監査法人に対する懲戒処分等の調査審議

（注）外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者をいう（以下同じ。）。

２．事務局

審査会には、審査会の事務を処理するために事務局が置かれている（法第 41 条第 1 項）。

事務局は、事務局長の下、総務試験室及び審査検査室で構成され、総務試験室は、公認会計士試験の実施、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議及び事務局全体の総合調整を所掌し、審査検査室は、監査法人等の監査又は証明業務及び協会の事務の運営状況についての審査並びに監査法人等及び外国監査法人等並びに協会に対する検査を所掌している。

事務局の定員は、平成 16 年 4 月発足時 40 人であったが、その後順次増員され、平成 30 年度末の定員は、総務試験室 14 人及び審査検査室 43 人の計 57 人となっている。

≪事務局の定員の推移≫　　（年度末ベース）

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24～27	28～29	30
総務試験室	11	12	12	12	12	14	14	14	14	14	14
審査検査室	29	29	31	35	39	41	44	43	42	42	43
総括公認会計士監査検査官	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1
主任公認会計士監査検査官	4	4	4	4	5	5	7	7	7	6	6
公認会計士監査検査官	18	18	20	24	26	28	28	27	26	26	27

≪公認会計士・監査審査会の機構図≫

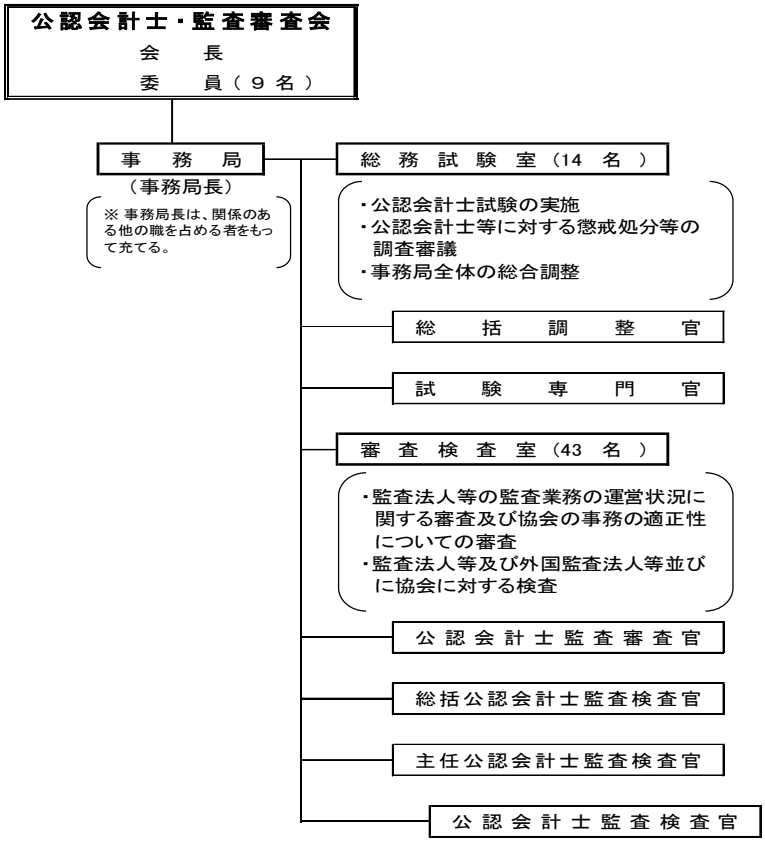

（注）上図中（　）内は、平成 30 年度末における定員を示す。

第２章　監査事務所に対する審査及び検査等

１．概説

資本市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する観点等から、平成 15 年 6 月の法改正により、監査法人等に対する監視・監督の機能の充実・強化策として、それまで自主規制として行われていた協会による監査法人等に対する品質管理レビュー（注）が法定化された。審査会は当該レビューの結果について協会から報告を受け、審査等を行い、必要があると認める場合には報告徴収及び検査を行うこととされた。

また、平成 19 年 6 月の法改正により、我が国金融資本市場の健全性を確保していくため、金融商品取引法による開示規制の対象となる外国会社等の監査を行う外国監査法人等が我が国当局の検査・監督の対象とされ、審査会が報告徴収及び立入検査を行うこととされた。

具体的には、審査会は、金融庁長官の権限のうち、

・協会による会員の法第 2 条第 1 項業務（監査又は証明業務）の運営状況の調査の結果報告の受理に関する事務（法第 46 条の 9 の 2 第 2 項）
・上記報告に関して行う協会及び公認会計士・監査法人に対する報告徴収及び検査（法第 46 条の 12 第 1 項、第 49 条の 3 第 1・2 項）
・外国監査法人等に対する報告徴収、検査（法第 49 条の 3 の 2 第 1・2 項）

について委任されている（法第 49 条の 4 第 2・3 項）。

これらを受けて、審査会では、品質管理レビューに関する報告の審査等を行い、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、報告徴収、検査を行うこととしている（P50 資料２－１参照）。

また、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告することとしている（法第 41 条の 2）。

（注）品質管理レビュー

品質管理レビューとは、法により、「協会は、会員の第 2 条第 1 項の業務の運営の状況の調査を行う」（法第 46 条の 9 の 2 第 1 項）とされている。

具体的には、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、協会が監査法人及び公認会計士事務所（以下、「監査事務所」という。）の行う監査の品質管理の状況を調査することとされている。

≪審査及び検査の概要≫

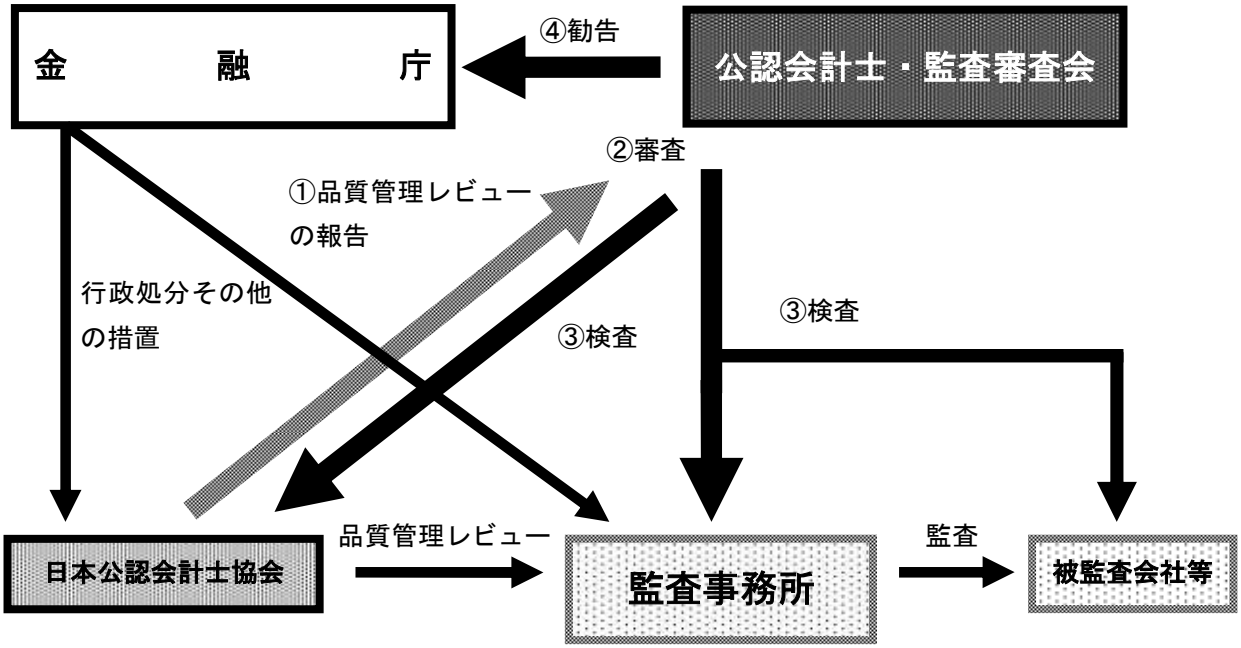

①　品質管理レビューの報告

協会は原則として３年に１度（協会が必要と認めた場合は２年に１度等に短縮）、法令、監査基準等及び協会の会則・規則等への準拠状況を事後的に調査しており、審査会はその調査結果に関して報告を受ける。

②　審査

審査会は、協会から報告を受け、主として、協会の品質管理レビュー制度の運営が適正に行われているか、監査事務所の監査業務が適正に行われているかを確認する。

審査会は、審査の過程において、必要があると認めるときは、監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

③　検査

審査会は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは、監査事務所（監査事務所の監査業務に関係のある被監査会社等を含む）に対して検査を行う。

また、協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して検査を行う。

④　勧告

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認めるときは、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する。

（注）外国監査法人等に対する報告徴収・検査については、P18「３．（７）イ　外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方」を参照。

２．監査事務所等モニタリング基本方針等

（１）監査事務所等モニタリング基本方針（審査・検査基本方針）

審査会は、第４期まで（平成16年４月～平成28年３月）の審査及び検査の実績を踏まえつつ、監査の品質のより一層の向上という観点から、審査及び検査を通じ監査事務所の行う監査の実効性向上を図るため、第５期（平成28年４月～平成31年３月）における「監査事務所等モニタリング基本方針（審査・検査基本方針）－より実効性のある監査の実施のために－」を策定し、平成28年５月13日に公表した（P51資料２－２参照）。

＜基本方針の概要＞

ア　視点

監査事務所の実態を踏まえて効果的・効率的なモニタリング（注）を実施し、監査の品質の確保・向上を通じた監査の信頼性確保を、積極的に図る。

また、モニタリングで得られた情報を分析した結果、業界横断的な問題等の有益な情報については、協会、金融庁等の関係先に積極的に提供するとともに、広く一般に提供する情報の充実も図る。

（注）モニタリングとは、検査を指すオンサイト・モニタリング及び報告徴収、意見交換等を通じた情報収集など検査以外の活動を指すオフサイト・モニタリングの両方を包含したものをいう。

イ　目標

監査事務所等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的とする。特に、監査の品質の確保・向上を図る主体は、監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを行う。

また、形式的に監査の基準に準拠しているというだけでなく、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているかなど、実質的に監査の品質の確保・向上に向けたものとなっているかを重視する。

ウ　オフサイト・モニタリングに係る基本方針

審査会は、協会からの品質管理レビュー結果の報告を受理し、必要と認めるときは当該報告に関し、監査事務所等に対し報告徴収やヒアリングを行うとともに、関係先とも意見交換・連携を行うなどして情報等の収集・分析の強化・高度化に努める。

さらに、監査事務所や個別監査業務に係る実態やリスクを的確に把握する観点から、得られた情報を活用し、協会の品質管理レビューの検証

や報告徴収の実施など監査事務所の態様に応じた実効的なオフサイト・モニタリングを実施する。

エ　検査基本方針

審査会は、監査事務所のリスクや態様に応じたより効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、オフサイト・モニタリングとの一体的な運用に努め、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

大手監査法人（注1）及び準大手監査法人（注2）については、資本市場における役割等を勘案し、品質管理レビューの結果の報告も踏まえつつ、定期的に検査を実施する。

中小規模監査事務所（注3）については、品質管理レビューの結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

オ　モニタリング情報の提供方針

監査の品質の確保・向上に資するよう、監査事務所の監査の品質管理上の問題点を監査事務所及び被監査会社等に示すほか、検査結果を含むモニタリングの成果を報告等の形で投資者など広く一般に提供していくこととする。

（注１）大手監査法人とは、上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000名以上いる監査法人をいう。本年次報告では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwCあらた有限責任監査法人の4法人を指す。

（注２）準大手監査法人とは、大手監査法人に準ずる規模の監査法人をいう。本年次報告では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人を指す。

（注３）中小規模監査事務所とは、大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所をいう。

（２）監査事務所等モニタリング基本計画

審査会は、上記「監査事務所等モニタリング基本方針」を踏まえ、各事務年度におけるモニタリングの方向性を示すものとして、「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定している。

「平成30事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」については、

・　最近も上場会社の海外子会社での会計問題が発生しており、上場会社において重要なグループ会社の管理を含む内部統制に問題がみられ、監査事務所においては、海外事業も含めた事業の特性や企業の置かれ

た環境を深く理解した監査手続の実施が一層重要となっているほか、内部統制の不備を発見した場合には、被監査会社に適時に報告することが求められていること

・　大手監査法人や準大手監査法人などは、平成 29 年 3 月 31 日に金融庁から公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を踏まえ、実効的なマネジメント機関による法人全体の組織的な運営など、監査品質の向上のためのガバナンス態勢の構築に係る取組を進めていること

等の情勢を踏まえ策定し、平成 30 年 7 月 31 日に公表した（P72 資料２－５参照）。

＜基本計画の概要＞

ア　オフサイト・モニタリングに係る基本計画

（ア）報告徴収

・　立入検査を実施しない準大手監査法人及び中小規模監査事務所に対する報告徴収

監査事務所の適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、監査業務の運営に関して適時に報告徴収を実施する。

特に、中小規模監査事務所については、監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、代表者の経営方針、収益・財務構造及び組織・人材といった項目等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証する。

・　大手監査法人に対する継続的報告徴収

監査法人のガバナンス・コードを踏まえ構築した監査品質の向上のためのガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢、IT を活用した監査手法（セキュリティを含む。）等の検証に必要な定性・定量の情報を報告徴収において継続的に求めることとし、これにより得られた情報については、分析の上、効果的・効率的な検査に資するよう活用するほか、大手監査法人間の比較分析や大手監査法人における横断的な問題等の把握に活用する。

・　検査実施後の改善状況の報告徴収（フォローアップ）

検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じて報告徴収を行い、品質管理の改善状況を検証する。

なお、早急な改善を要すると認められた監査事務所に対しては、

検査結果通知と同時に、改善計画の策定及び実施状況に係る報告徴収を実施する。

（イ）協会の品質管理レビューの総括的検証等

協会の品質管理レビューの質は向上してきていると認められる一方で、レビューでの改善指導が、レビュー先の監査事務所に適切に行われ、有効な改善を促しているかという観点においては、なお課題がみられており、今後とも、レビューの報告受理時の審査及び検査等を通じて総括的検証を行う。

審査会と協会の実務者レベルにおいて、有効な改善・監査品質の向上につながる品質管理レビューの在り方について、意見交換等を実施している。上記の総括的検証の結果を踏まえ、互いの機能の実効的な連携を図るとともに、審査会と協会との適切な役割分担について、協会の品質管理レビュー等の実効性向上に向けた取組の進捗等を踏まえ、議論を継続していくこととする。

（ウ）監査事務所に関する情報等の収集・分析等

監査事務所の最新の業務管理態勢や監査事務所・監査業界の抱える問題等を把握する観点から、大手監査法人及び準大手監査法人との定期的な意見交換を継続し、その際には経営トップの監査品質の向上に向けた考えについても意見交換を行う。

また、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局のグローバルネットワークとの間の意見交換・連携などを通じた情報共有を一層強化することとし、さらに、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析態勢の向上に努めていく。

イ　検査基本計画

・業務管理態勢が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているか
・監査業務の実施において適切な職業的懐疑心を発揮しているか
・監査事務所自らが不備の根本的な原因の究明と本質的な対応を踏まえた有効な改善に向けた行動をとれているか

の観点を重視し、以下のとおり、監査事務所の態様に応じた検査を行う。

（ア）大手監査法人

資本市場における役割の重要性等を踏まえ、協会の品質管理レビューの結果に基づき、原則として 2 年ごとに検査（通常検査）を実施する。

本事務年度においては、トップの姿勢を含む経営管理態勢や業務管

理態勢に一層重点を置いて検査を実施するほか、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築した態勢の実効性、監査に係る新規受嘱手続（特に大手上場会社に係る手続）、海外事業を含めた企業の内部統制の評価、海外子会社を含むグループ監査の状況等の検証を行う。

また、通常検査の次事務年度において、改善状況を検証するためのフォローアップ検査を引き続き実施する。

（イ）準大手監査法人

大手監査法人に次ぐ規模を有し、多くの上場会社の監査業務を行っているなど、我が国監査業界における重要性に鑑み、協会の品質管理レビュー結果に基づき、原則として3年ごとに検査を実施する。

本事務年度においては、監査品質の向上に向けたトップの姿勢を含めた経営層の認識や取組を把握するとともに、監査法人のガバナンス・コードを踏まえ構築した態勢の実効性、組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証を行う。

（ウ）中小規模監査事務所

監査事務所の品質管理態勢・業務管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性などの確認を中心とした検査を実施することとし、検査先の選定に当たっては、協会の品質管理レビューの結果等に基づき、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要性を検討する。

本事務年度においては、不備が監査事務所のビジネスモデルに起因するものなのか、不備に対する改善の取組が形式的、対症療法的なものにとどまっていないかに留意し、組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢、監査リスクの高い上場会社の受嘱におけるリスク評価の適切性や監査実施態勢等の検証を行う。

３．監査事務所に対する審査及び検査の状況

監査事務所は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査証明業務（法第2条第1項の業務）を行うほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じて報酬を得て、財務書類の調製、財務に関する調査・立案、財務に関する相談の業務（法第2条第2項の業務）を行うことができる。

平成30年度末現在、公認会計士登録者数は31,189人である。このうち、大手監査法人に所属する公認会計士数は10,912人であり、約35%を占める。監査法人数は235法人である。

（参考）

	26 年度末	27 年度末	28 年度末	29 年度末	30 年度末
公認会計士登録者数	27,313	28,286	29,367	30,350	31,189
うち大手監査法人	10,312	10,846	11,002	11,016	10,912
監査法人数	219	214	222	229	235

（１）協会による品質管理レビューの状況

ア　平成 29 年度

協会による平成29年度の品質管理レビューは96件(監査法人72件(大手 2 件、準大手 2 件、公認会計士共同事務所 4 件を含む。)、公認会計士 24 件）実施されており、結論の状況は下表のとおりである。

≪実施結果に基づく結論の状況(平成 29 年度)≫　（監査事務所数）

区　分	限定事項のない結論		限定事項付き結論		結論の不表明		否定的結論		計
	(a)	a/e	(b)	b/e	(c)	c/e	(d)	d/e	(e)
監査法人	67	93.05%	4	5.56%	―	―	1	1.39%	72
公認会計士	21	87.5%	3	12.5%	―	―	―	―	24
合　計	88	91.67%	7	7.29%	―	―	1	1.04%	96

（注）96 件中 91 件に改善勧告事項がある。

イ　平成 30 年度

協会による平成30年度の品質管理レビューは56件(監査法人46件(大手 2 件、準大手 2 件、公認会計士共同事務所 5 件を含む。）、公認会計士 10 件）実施されている（下表のとおり。)。

≪品質管理レビューの実施状況≫

品質管理レビュー実施年月	30 年							31 年			
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
品質管理レビュー実施監査事務所数	0	3	10	0	13	10	11	7	1	1	56

平成 30 年度の品質管理レビューのうち、審査会に対しては、平成 31 年 3 月 31 日までに、品質管理委員会で内容を承認された 21 件（監査法人 16 件、公認会計士 5 件）の報告が行われており、その結論はすべて限定事項のない結論となっている。

（２）品質管理レビューに対する審査の状況

ア　審査

審査会は、協会から品質管理レビューの状況報告を受け、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査している。

具体的には、品質管理レビューの実施状況や監査事務所に対する必要な改善措置の指導状況を確認しているほか、品質管理レビューの結果（品質管理レビューの結論における限定事項の有無、品質管理レビューにおいて発見された不備の内容等）や、監査事務所が協会に提出した改善計画書の内容等を分析している。

審査会では、これらの分析結果等を踏まえ、立入検査の必要性等を検討しているほか、協会との意見交換（P21「５．関係機関との連携　（２）協会との連携」を参照）を実施している。

なお、審査においては、金融庁関係部局、協会、金融商品取引所、日本監査役協会等の関係機関から得た情報も活用している。

イ　平成 29 年度の品質管理レビューの分析結果

協会が平成 29 年度に実施した品質管理レビューに対する審査を実施した結果、個別監査業務における文書化の問題（監査手続における基準等の準拠の事実は認められるが、その事実が監査調書として適切に記録されていない。）としての指摘件数比率の減少がみられた。これは、実質的手続に係る問題を安易に文書化の問題としないようにする協会における取組が進んだものと考えられる。また、個別監査業務に係る指摘を監査事務所における品質管理の問題と結び付けて検討しているなど、深度あるレビューが実施されている事例がみられた。

（３）監査事務所に対する報告徴収の状況

ア　大手監査法人及び準大手監査法人に対する継続的報告徴収

平成 30 事務年度においては、全ての大手監査法人及び準大手監査法人に対してガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢等の検証のため報告徴収を実施した（平成 30 年 7 月に実施）。また、報告徴収により得られた情報を分析し、効果的・効率的な検査の実施につなげたほか、大手監査法人及び準大手監査法人における品質管理活動の状況等の横断的な実態把握を行った。なお、今後も毎年定期的に報告徴収を実施する予定である。

イ　中小規模監査事務所に対する報告徴収

審査会は、「平成 30 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（P72 資

料２－５参照）に基づき、中小規模監査事務所における品質管理レビューの改善状況の検証並びに経営管理態勢等の実態把握を行う必要があると認められた53監査事務所に対して報告徴収を実施した（平成30年8月に実施）。

≪報告徴収実績≫

	29事務年度報告徴収実績		30事務年度報告徴収実績	
	報告徴収実施先数	28年度品質管理レビュー実施先数	報告徴収実施先数	29年度品質管理レビュー実施先数
監査事務所	47	101	53	96
監査法人（注）	43	71	44	72
個人事務所	4	30	9	24

（注）公認会計士共同事務所を含む。

報告徴収を実施するに当たり、平成29年度の品質管理レビューの結果を受理した中小規模監査事務所のうち、レビュー結果の重要性等を考慮して選定している。

ウ　検査実施後の改善状況の報告徴収（フォローアップ）

平成30事務年度においては、審査会が検査結果を通知した監査事務所のうち4件（平成28事務年度からの継続1件を含む。）に対して検査における指摘事項の改善状況を確認するため報告徴収を実施した。なお、報告徴収を実施した4件のうち2件は、運営が妥当でなく業務管理態勢等を早急に改善する必要があると認められた監査事務所に対するものである。

（４）監査事務所に対する検査の状況

平成30事務年度の検査は、検査基本計画（前掲２.（２）イ参照）に基づき、大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所の態様に応じ実施している。

大手監査法人については、原則として2年に1度検査を実施し、また、当該検査の次事務年度にフォローアップ検査を実施することとしており、具体的には、通常検査2法人及びフォローアップ検査2法人に対し実施した。

準大手監査法人については、原則として3年に1度検査を実施することとしており、具体的には、1法人に対して検査を実施した。

中小規模監査事務所については、必要に応じて検査を実施することとしており、具体的には、4法人に対して検査を実施した。

検査に際しては、監査事務所に対して、不備の発生した直接的な原因のみならず、当該不備の根本的な原因の究明と本質的な対応を踏まえた有効な改善に向けた行動を促すことに資するよう検証を行った。

≪直近5年間の検査の実施状況（着手ベース）≫　（平成31年3月31日現在）

年度/事務年度	26	27	28	29	30
大手監査法人	2	2	4	4	4
準大手監査法人	1	1	2	2	1
中小規模監査事務所	11	6	5	3	4
外国監査法人	1	0	1	0	0
合計	15	9	12	9	9

（注１）平成28年7月から事務年度（7月～翌年6月）に変更。なお、平成28事務年度は変更期であるため、平成28年4月～6月分の実績も含んでいる。

（注２）平成30事務年度検査については、平成31年3月31日までに着手したものを計上している。

（５）検査結果

平成28事務年度の検査から、検査結果通知書に監査事務所の業務運営に関する総合評価を記載している（外国監査法人検査及びフォローアップ検査を除く。）。総合評価は5段階に区分されるが、最上位の区分である「概ね妥当である」とした法人はなく、監査事務所の品質管理の状況に応じて、「妥当でない点がある」以下の区分を付している（下記参照）。

なお、総合評価の詳細ついては、モニタリングレポートを参照のこと。

≪平成28～30事務年度検査における総合評価の状況≫

（平成31年3月31日現在）

区分	大手監査法人、準大手監査法人	中小規模監査事務所
概ね妥当である	－	－
妥当でない点がある	6	3
妥当でないもの	2	2
妥当でなく業務管理態勢等を早急に改善する必要	－	3
著しく不当	－	2

（注）平成30事務年度検査については、平成31年3月31日までに検査結果通知書を交付したものを計上している。平成30事務年度全体を踏まえた総合評価の状況については、令和元年版モニタリングレポートにおいて記載を予定している。

（６）金融庁長官に対する勧告の状況

審査会は、監査法人アヴァンティアを検査した結果、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたことから、金融庁長官に対し、法第 41 条の 2 の規定に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう平成 30 年 5 月 18 日に勧告した（P83 資料２－６及びP84 資料２－７参照）。

（７）外国監査法人等に対する検査・監督の状況

ア　外国監査法人等の状況

外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者は、あらかじめ金融庁長官に届け出ることが求められている。外国監査法人等の状況は下表のとおり。

≪外国監査法人等の状況≫　（平成 31 年 3 月 31 日現在）

	国・地域数	外国監査法人等数
北米	2	9
中南米	2	8
欧州	15	44
アジア・大洋州	10	27
中東	1	1
計	30	89

イ　外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方

審査会は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」（P56 資料２－３参照）及び「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」（P59 資料２－４参照）に基づき、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施している。

当該考え方及び基本指針においては、原則として 3 年に 1 度、外国監査法人等に対し報告徴収を実施し、提出された情報の分析を行い、監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか等について検査で確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等に対する検査を実施することとしている。ただし、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、相互主義が担保される場合には、審査会は、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は実施しないこととしている。

ウ　外国監査法人等に対する報告徴収

審査会は、上記イに示した考え方及び基本指針に基づき、平成 30 事務年度においては、29 か国・地域、79 外国監査法人等に対して報告徴収を実施した。また、一部の外国監査法人等の業務の状況について、当該外国監査法人等の所属する国の当局との情報交換枠組みに基づき、当該当局に対して情報提供依頼を行った。

（注）情報交換枠組みについては、P40「第５章２．二国間での協力」を参照。

４．審査及び検査等に係る情報発信

（１）「平成 30 年版モニタリングレポート」の作成・公表

審査会は、監査及び会計の専門家だけでなく、市場関係者及び一般利用者に対しても、監査事務所の状況について分かりやすい形で情報提供するため、平成 28 年から毎年「モニタリングレポート」を作成、公表している。

これは、監査役等や投資家などの市場関係者だけでなく、より幅広い層に会計監査についての理解が深まることが重要であると考えているためである。

平成 30 年版では、平成 29 年版から構成の見直しを行ったほか、データのリニューアルや新規項目を追加するなどの改訂を行っている。改訂のポイントは次のとおりである。

・　「Ⅰ．監査業界の概観」

平成 29 年版の「Ⅰ．監査事務所の品質管理の概要」の一部と「Ⅱ．監査業界の概観」を併せた内容とした。これは、冒頭で監査業界の現況を俯瞰することで、読者がその全体像を容易に把握できるようにしたものである。

・　「Ⅱ．審査会によるモニタリング」

平成 29 年版の「Ⅰ．監査事務所の品質管理の概要」の項目であった「審査会によるモニタリング」を独立させた。これは、モニタリングの記載を充実し、審査会の活動を理解しやすいようにしたものである。

・　「Ⅲ．監査事務所の運営状況」

基本的には平成 29 年版のデータのリニューアル等を中心としている。ただし、監査事務所の最近の取組である、監査法人のガバナンス・コードを踏まえた態勢や IT の活用などは重要であると思われるため新規項目として追加した。

平成 30 年版の全文については、審査会ウェブサイトの「検査結果等の取

りまとめ」から、「『平成 30 年版モニタリングレポート』の公表について（平成 30 年 7 月 31 日）」にアクセスすることにより、閲覧できる。
（https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20180731/20180731.html）
なお、英語版は平成 30 年 12 月に公表した。
（https://www.fsa.go.jp/cpaaob/english/oversight/20181226/20181226.html）

（２）「監査事務所検査結果事例集」の作成・公表

ア　検査結果事例集の作成・公表

審査会は、監査事務所に対する検査における指摘事例について、平成 20 年 2 月に「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」（平成 24 年から「監査事務所検査結果事例集」と改題）として取りまとめ、それ以降毎年改訂し、公表している。

このような事例集の公表は、審査会としての監査の期待水準を提示し、監査事務所による監査の品質の維持・向上に向けた自主的な取組を促すとともに、上場会社等の取締役・監査役や投資者等の市場参加者に対する参考情報を提供することを目的としているものである。

平成 30 年 7 月 31 日に公表した平成 30 年版の検査結果事例集では、最近の指摘事項を追加するとともに、不備が発生した背景もできるだけ記載するなどの改訂を行っている。改訂のポイントは次のとおりである。

・　「Ⅰ．根本原因の究明」

大手、準大手及び中小の監査事務所の規模別に、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の問題点に係る事例を、件数及び内容ともに充実させている。

・　「Ⅲ．個別監査業務編」

上場会社による不正会計や海外グループ会社での会計問題の発生が引き続き注目されている状況に鑑み、「グループ監査」及び「財務諸表監査における不正」について、指摘事例や留意点などの記載を充実させている。

本事例集の全文については、審査会ウェブサイトの「検査結果等の取りまとめ」から、「『監査事務所検査結果事例集』の公表について（平成 30 年 7 月 31 日）」にアクセスすることにより、閲覧できる。
（https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20180731/20180731-2.html）
なお、英語版は平成 31 年 3 月に公表した。
（https://www.fsa.go.jp/cpaaob/english/oversight/20190311/20190311.html）

イ　検査結果事例集についての講演等の実施

審査会は、協会が実施する研修会等における会長や委員の講演にあわせて、検査官による検査結果事例集についての説明等を行っている。

平成30事務年度においては、監査の品質の維持・向上に向けた監査事務所における自主的な取組の促進のため、平成30年10月から平成31年3月にかけて協会本部及び全国11の協会地域会で計12回の講演を行った（P87資料２－８参照）。

また、本事例集を参考にして、被監査会社における会計監査人とのコミュニケーションが積極的に行われるよう、内部監査人を対象とした日本内部監査協会における講演を同年11月に2回行ったほか、監査役を対象とした日本監査役協会における講演を平成30年12月に2回行った。

さらに、検査結果事例集が、監査事務所等において参考資料として積極的に活用されるよう、協会や日本監査役協会等の関係機関の機関誌等に改訂のポイント等を掲載するなど、内容の周知を行った。

５．関係機関との連携

監査の品質の維持、向上を図るためには、監査事務所に対するモニタリングだけでなく、監査に関係する機関とも連携し、監査事務所をめぐる課題、問題意識の共有化を図ることが重要である。

このため、審査会は、金融庁内の関係部局だけでなく、協会及び金融商品取引所等の関係機関との意見交換を実施している。

（１）金融庁関係部局との連携

個別監査業務の監査に関する問題点等については、対象企業の監督･検査等を行う金融庁関係部局と連携を行うことにより、より効果的・効率的な検査等が実施できると考えられる。このため、審査会は、上場会社の開示及び監査に関する問題点について証券取引等監視委員会と情報共有、意見交換を行い、モニタリングに活用した。また、監査法人の検査結果について企画市場局と情報共有を行った。

（２）協会との連携

審査会は、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上等を目的として、モニタリングを通じて把握した問題点等について、審査会検査官とレビューアーとの間で双方向の議論を行うなど、協会との情報共有や連携強化に取り組んでいる。

平成30事務年度においては、レビューの種類や頻度など品質管理レビュー制度の改正方針のほか、モニタリングを通じて把握した品質管理レビュー制度や監査事務所に関する問題点等について意見交換等を実施した。

（３）金融商品取引所との連携

審査会は、モニタリングを通じて把握した上場会社に共通してみられる内部統制上の問題点や監査人の異動状況等について、上場会社についての自主規制機能を担っている金融商品取引所と意見交換を行うなど、問題意識の共有に努めた。

（４）日本監査役協会との連携

審査会は、企業財務情報の適正な開示を図るためには、監査人のみならず、企業のコーポレートガバナンス機能を担う監査役等との連携が重要であるとの観点から、監査役等と監査人とのコミュニケーションの状況を監査事務所に対する検査等において検証してきたところである。また、会社法の改正やコーポレートガバナンス・コードにより、監査役等の役割・責務がますます重要なものとなってきている。

こうしたことから、審査会は、日本監査役協会と、監査法人の業務運営に関する総合評価や監査役等と監査人とのコミュニケーションに関する課題等について平成 30 年 10 月に意見交換を実施した。また、日本監査役協会が主催する講演会等を通じ、検査における指摘事例や監査事務所の問題点等について、監査役等に対して情報提供を行うなどの連携を図った。

６．平成 30 事務年度の課題に対する取組

（１）監査法人のガバナンス・コードを踏まえた態勢の検証

平成 29 年 3 月 31 日に、金融庁が「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を公表し、大手監査法人や準大手監査法人等が採用を表明している。

審査会としては、監査法人のガバナンス・コードを採用している大手監査法人及び準大手監査法人等が、当該コードを踏まえて構築・強化したガバナンス態勢が監査品質の向上のために実効的なものとなっているかについて、平成 29 事務年度に引き続き検証を行った。

その結果、独立第三者の知見の十分な活用に向けた取組に関して、大手監査法人においては、品質管理の向上の実効性に留意した運用を行っている状況がみられた。一方、準大手監査法人においては、外部有識者を含む監督・評価機関を設置しているものの、その実効性が十分とはいえないものもみられた。

（２）監査をめぐる動向を踏まえた検証

ア　海外子会社に係るグループ監査

上場会社においては、国内市場の成熟化に伴い、売上拡大を海外の事業展開に求めている中、海外子会社での会計問題が依然として多くみら

れる。このような状況を踏まえ、海外子会社に係るグループ監査の状況について、監査チームのみならず、監査事務所としての対応を検証した。

その結果、多くの監査事務所において、監査指示書の様式やマニュアルが整備される一方で、個別の事案において、構成単位の監査人との十分なコミュニケーションがとれていないことから必要な監査手続が実施されていない事例もみられた。

イ　監査契約の新規受嘱

近時、大手監査法人から準大手監査法人や中小規模監査事務所に監査人を交代する事例が多くみられるため、監査リスクの高い監査契約の新規受嘱について、リスク評価を適切に行っているか、リスク評価の結果を踏まえた監査実施体制を編成しているかなどの検証を行った。

その結果、監査リスクの高い企業について適切な受嘱手続を踏んでいない事例や、リスク評価が不十分なまま新規受嘱を行っている事例がみられた。

（３）IT を活用した監査とサイバーセキュリティ対策等の状況把握

大手監査法人や一部の準大手監査法人では、監査品質の確保・向上を目指し、監査業務の IT 化を進展させている。

大手監査法人へのモニタリングの結果、所属するグローバルネットワークが開発した監査ツールを利用しているほか、各監査法人が独自に IT 活用に向け研究・開発を進めている状況が、また、IT の専門家の積極的な採用・IT 活用のための教育など IT 人材育成に取り組んでいる状況が認められた。

サイバーセキュリティ対策への取組状況の把握を行った結果、大手監査法人においては、専門の人員や部署を設け、所属するグローバルネットワークと連携が図られている状況がみられた。一方、準大手監査法人においては、IT 活用が進んでいないこともあり、サイバーセキュリティ対策への取組が十分に進んでいない状況もみられた。

（４）協会の品質管理レビュー制度の総括的検証等

審査会は、監査事務所に対する検査等を通じて、協会の品質管理レビューの有効性に関し検証を行っており、そこで把握した問題等を協会と共有し、品質管理レビューの実効性の一層の向上を促している。

平成 27 事務年度からは、審査会と協会との実務担当者レベルによる検討会において、品質管理レビューの課題等に関して双方向での議論を継続しており、そこでの議論等を踏まえ、協会は品質管理レビュー態勢の強化・改善などの対応を順次行ってきている。

また、同検討会では、審査会と協会との適切な役割分担等についても議論を進めている。協会においては、中小規模監査事務所に対する協会の指

導・監督機能の充実などを図っているが、監査事務所の規模や監査業務のリスクの程度に応じた品質管理レビューのあり方について更に議論を進めているところである。

（５）情報発信の強化

平成 30 年版モニタリングレポートについては、市場関係者が監査に対する理解を深めることに資する観点から、審査会における最新のモニタリングの結果や監査事務所の状況を反映させた。また、市場関係者だけでなく広く社会一般を視野に入れ、より幅広い層に会計監査の理解が深まるように記載内容を見直すとともに、各界関係者への講演・説明会、関係雑誌等への寄稿など積極的な情報発信に努めた。

（６）審査会モニタリング実施態勢の充実

審査会のモニタリングが、上記に掲げた監査事務所をめぐる課題や会計実務の国際化の状況などに適切に対応していくためには、人材確保、情報収集分析の強化などモニタリング実施態勢の充実を図ることが重要である。平成 30 事務年度においても、検査実施に係る増員要求を行うとともに、IT や国際会計等に対応できる検査官の確保に努めた。また、リスクベースに基づく実効性ある検査に資するよう各種情報の収集・分析を行った。

第３章　公認会計士試験の実施

１．概説

（１）試験制度の概要

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法で行う（法第 5 条）ものであり、審査会が、毎年 1 回以上行うこととされている（法第 13 条第 1・2 項）。

現行の試験制度（新試験制度）は、平成 15 年の法改正において、試験の質を確保しつつ幅広い多様な者が受験しやすくすることを主な目的として大幅な見直しが行われ、平成 18 年試験から実施されている。

平成 15 年法改正による主な見直しの内容

①試験体系の簡素化

②試験科目の見直し

③試験科目の一部免除の拡大

④短答式試験の合格者に対する合格発表の日から 2 年間における短答式試験の免除制度の導入

⑤論文式試験の試験科目のうち一部の科目について相当と認められる成績を得た者に対する論文式試験の合格発表の日から 2 年間における当該科目の免除制度の導入

公認会計士試験に関する事務のうち、合格の決定、不正受験による合格の決定の取消し・受験の禁止、試験問題の作成・採点等を除く、試験監督等の試験実施事務については各財務局長等に委任している（法第 49 条の 4 第 5 項、同法施行令第 36 条）。

試験問題の作成及び採点のために、審査会に試験委員が置かれている。試験委員は試験の執行（実施年）ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する（法第 38 条第 1・2 項）。

（２）現行試験の概要

公認会計士試験は、短答式（択一式）及び論文式による筆記の方法により、全国の財務局等管内の試験場（全国 11 都道府県）で行う。なお、受験資格の制限は設けられていない（P91 資料３－１参照）。

ア　短答式試験

・　実施回数・時期

年 2 回（12 月、5 月）

・　試験科目

必須 4 科目：財務会計論、管理会計論、監査論、企業法

・　合格基準

総点数の 70%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1 科目につき、その満点の 40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

≪過去の合格得点比率≫

26 年		27 年		28 年		29 年		30 年		31 年
第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回
70%	68%	60%	67%	67%	66%	71%	64%	70%	64%	63%

（注）27 年第Ⅰ回試験及び 29 年第Ⅱ回試験を除き、1 科目につき満点の 40%未満のもののある者は不合格。

・　短答式試験科目の全部又は一部免除

短答式試験合格者は、申請により、当該短答式による試験に係る合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる短答式試験の免除を受けることができる。

また、大学等において 3 年以上商学若しくは法律学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者、会計専門職大学院修了者等についても、申請により試験科目の全部又は一部の免除を受けることができる。

≪平成 30 年度の免除件数≫

全部免除	司法試験合格者	100 件
	商学若しくは法律学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	9 件
一部科目免除	税理士資格取得者等	57 件
	会計専門職大学院修了者	110 件
	会計又は監査に関する実務経験者	7 件

イ　論文式試験

・　実施回数・時期

年 1 回（8 月）

・　試験科目

必須 4 科目：会計学、監査論、企業法、租税法

選択科目：経営学、経済学、民法、統計学のうち 1 科目

・　合格基準

52%の得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1科目につき、その得点比率が40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

なお、論文式試験は、1人の答案を複数の試験委員が採点しており、試験委員間及び試験科目間の採点格差は、標準偏差により調整している。

≪過去の合格点≫

25年	26年	27年	28年	29年	30年
52.0%	52.0%	52.0%	52.0%	52.0%	52.0%

（注）1科目につき得点比率が40%未満のもののある者は不合格。

≪合格者等の推移≫

	25年	26年	27年	28年	29年	30年
願書提出者数	13,224	10,870	10,180	10,256	11,032	11,742
論文式合格者数	1,178	1,102	1,051	1,108	1,231	1,305
最終合格率	8.9%	10.1%	10.3%	10.8%	11.2%	11.1%

（注）願書提出者数とは、第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

・　論文式試験科目の一部免除

論文式試験のうちの一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は、申請により、当該論文式試験に係る合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる論文式試験の当該科目の免除を受けることができる（注）。

また、大学等において3年以上商学、法律学若しくは経済学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者等についても、申請により試験科目の一部の免除を受けることができる。

（注）試験科目のうち一部の科目について、同一の回の論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を一部科目免除資格取得者としている。

≪平成30年度の免除件数≫

税理士資格取得者	9件
司法試験合格者	98件
不動産鑑定士試験合格者	1件
商学、法律学若しくは経済学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	9件

２．公認会計士試験の実施状況

（１）平成 30 年公認会計士試験

平成 30 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

≪平成 30 年公認会計士試験実施スケジュール≫

区　分	願書受付 開　　始	願書受付 締　　切	試験期日	合格者発表
第Ⅰ回 短答式	平成 29 年 9 月 1 日	（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ出願） 平成 29 年 9 月 21 日 （書面による出願） 平成 29 年 9 月 15 日	平成 29 年 12 月 10 日	平成 30 年 1 月 17 日
第Ⅱ回 短答式	平成 30 年 2 月 9 日	（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ出願） 平成 30 年 3 月 1 日 （書面による出願） 平成 30 年 2 月 23 日	平成 30 年 5 月 27 日	平成 30 年 6 月 22 日
論文式	―		平成 30 年 8 月 24 日 ～26 日	平成 30 年 11 月 16 日

≪平成 30 年公認会計士試験結果の概要≫

区　　分	平成 30 年試験	短答式試験の受験者等（免除者を含む）	短答式試験みなし合格者（旧第２次試験合格者）	（参考）平成 29 年試験	短答式試験の受験者等（免除者を含む）	短答式試験みなし合格者（旧第２次試験合格者）
願書提出者数 (a)	11,742 人 （注 1）	11,666 人	76 人	11,032 人	10,939 人	93 人
短答式試験 受験者数	10,153 人	10,153 人	―	9,416 人	9,416 人	―
短答式試験 合格者数	2,065 人	2,065 人	―	1,669 人	1,669 人	―
論文式試験 受験者数	3,678 人	3,602 人 （注 2）	76 人	3,306 人	3,213 人	93 人
最終合格者数 (b)	1,305 人	1,294 人	11 人	1,231 人	1,215 人	16 人
合格率 (b/a)	11.1%	11.1%	14.5%	11.2%	11.1%	17.2%

（注１）平成 30 年の願書提出者数は、第Ⅰ回短答式試験における願書提出者が 8,373 人、第Ⅱ回短答式試験における願書提出者が 8,793 人となっているところ、第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの（平成 29 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載）。

（注２）「短答式試験の受験者等（免除者を含む）」欄の「論文式試験受験者数」には、当該試験年の短答式試験合格者のほか、その前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者及び大学教授や司法試験合格者等の短答式試験免除者を含む（平成 29 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載）。

ア　願書提出者

平成 30 年公認会計士試験の願書提出者は、11,742 人となっている。このうち、旧第 2 次試験合格者の短答式試験みなし合格者（76 人）を除く願書提出者は11,666 人であり、前年の10,939 人に比べ727 人(6.6%)増加した。

イ　短答式試験合格者

・短答式試験受験者　10,153 人
・短答式試験合格者　 2,065 人

第Ⅰ回短答式試験は、受験者8,373人、合格者1,090人となっており、第Ⅱ回短答式試験は、受験者 7,180 人、合格者 975 人となった（P92 資料３－２参照)。第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれも受験した受験者を名寄せして集計した短答式の受験者は10,153人であり、合格者は2,065人となった。

ウ　論文式試験合格者（最終合格者）

・論文式試験受験者　　3,678 人
　　うち答案提出者数　3,312 人
・最終合格者　1,305 人（合格率 11.1%（1,305 人/11,742 人))
　　うち短答式試験受験者等(免除者を含む。)1,294 人(合格率 11.1%（1,294 人/11,666 人))

論文式試験は、平成 30 年の短答式試験合格者（2,065 人）に、平成 28 年又は平成 29 年の短答式試験合格者で平成 30 年の短答式試験が免除された者（1,354 人)、大学教授・司法試験合格者等の免除者（183 人）及び旧第 2 次試験合格者の短答式試験みなし合格者(76 人)を加えた 3,678 人が受験し、最終合格者は 1,305 人となった(論文式試験合格率 35.5%)（注 1）。このうち旧第 2 次試験合格者の短答式試験みなし合格者を除いた最終合格者は 1,294 人となった（P94 資料３－３参照)。

なお、次回以降の 2 年間で論文式試験の一部科目について免除を受けることができる科目免除資格取得者（注 2）は 449 人（属人ベース）となった。

（注１）合格者を年齢別にみると、30 歳未満が全体の 84.1%を占め、平均年齢は 25.0 歳であった（最高年齢は 55 歳、最低年齢は 18 歳）。
　また、合格者を職業別にみると、「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が 940 人（構成比 72.0%）、「会社員」が 86 人（構成比 6.6%）であった。
　なお、女性の合格者は 266 人（構成比 20.4%）となっている。

（注２）論文式試験の一部科目免除資格の付与として審査会が相当と認めた得点比率は 56.0%。

（２）令和元年公認会計士試験

令和元年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

≪令和元年公認会計士試験実施スケジュール≫

区　分	願書受付 開　　始	願書受付 締　　切	試験期日	合格者発表
第Ⅰ回 短答式	平成30年8月31日	(ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ出願) 平成30年9月20日 (書面による出願) 平成30年9月14日	平成30年12月9日	平成31年1月18日
第Ⅱ回 短答式	平成31年2月8日	(ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ出願) 平成31年2月28日 (書面による出願) 平成31年2月22日	令和元年5月26日	令和元年6月21日 （予定）
論文式	―		令和元年8月23日 ～25日	令和元年11月15日 （予定）

＜第Ⅰ回短答式試験の試験結果の概要（平成30年12月9日実施）＞

・願書提出者　　8,515人
・答案提出者　　6,610人
・短答式試験合格者　1,097人

＜第Ⅱ回短答式試験の出願状況（令和元年 5月26日実施）＞

・願書提出者　　9,531人

３．受験願書等のインターネット受付

「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）に基づく「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成26年4月1日各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）において、公認会計士試験の受験願書の提出等について、オンライン手続の改善と利用の促進を図っていくことが求められた。

こうしたことを踏まえ、受験者等の利便性向上に向けて、公認会計士試験の受験願書の提出等のオンライン手続について、民間のインターネット受付サービスを導入することとし、平成29年第Ⅰ回短答式試験の申込分から運用を開始した。

≪インターネット受付サービスの利用状況≫

		願書受付件数（a）	うち、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ受付件数（b）	利用率（b/a）
平成	第Ⅰ回	7,818 件	3,470 件	44.4%
29 年	第Ⅱ回	8,214 件	3,700 件	45.0%
平成	第Ⅰ回	8,373 件	5,157 件	61.6%
30 年	第Ⅱ回	8,793 件	5,313 件	60.4%
令和	第Ⅰ回	8,515 件	6,280 件	73.8%
元年	第Ⅱ回	9,531 件	6,787 件	71.2%

４．公認会計士試験に係る情報発信等

「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成 30 事務年度）」において、「日本公認会計士協会と連携して講演等の取組みを実施する。」とされているように、審査会では、公認会計士という職業への関心を高め、公認会計士試験受験者の裾野拡大を図る観点から、主に大学生・高校生等若年層に向けた広報活動に努めている。

具体的には、全国の大学・高等学校等で、会長・常勤委員等が、公認会計士の社会的役割や活躍領域の拡大、会計監査の意義等をテーマとした講演を行っており、平成 30 年度においては、全国 16 大学、2 商業高校で講演を実施した。(P105 資料３－５参照)。また、大学生等が公認会計士の実務を具体的にイメージできるよう、審査会検査官等の実務家による講演にも取り組んだ。

また、情報発信を充実させる観点から、公認会計士の業務や当年度の試験の実施概要等を掲載した試験パンフレットを毎年作成しており、上記講演等において配布したほか、審査会ウェブサイトに掲載した。

なお、試験の透明性や信頼性の確保を図る観点から、試験問題に加えて受験者数、合格者数、得点階層分布等、試験結果の詳細について情報提供を行った（P92 資料３－２、P94 資料３－３、P104 資料３－４参照)。

５．今後の課題

公認会計士試験を運営・実施していく上での基本的課題は、試験を公平かつ円滑に実施するとともに、我が国経済の将来を担う前途有為な若者をはじめ多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促していくことである。

（１）公認会計士試験の公平かつ円滑な実施

公認会計士試験実施に当たっては、公平かつ円滑に実施する必要があるため、試験問題の作成・採点を行う試験委員の選任や問題作成に当たって

の事務局によるサポート、財務局等による各試験の適切な実施等の一連の試験運営に当たり、引き続き様々な点に細心の注意を払い、万全な態勢で取り組んでいく必要がある。

また、公認会計士試験における透明性・信頼性を確保するため、試験結果に係る積極的な情報提供を引き続き行っていく必要がある。

（２）公認会計士試験受験者増への取組

最近の願書提出者の回復傾向を持続するため、引き続き公認会計士の使命、資本市場における会計・監査の重要性、さらには、監査業務以外の活躍フィールドの拡大といった公認会計士の魅力等について、全国の大学・高等学校等における講演活動等の広報活動の充実に、引き続き取り組んでいく必要がある。

第４章　公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

１．制度の概要

金融庁長官が公認会計士及び監査法人に対して懲戒処分等（注１）をするとき（審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は監査法人に対する課徴金納付命令は除く。）には、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている（法第 32 条第 5 項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

≪調査審議の概要≫

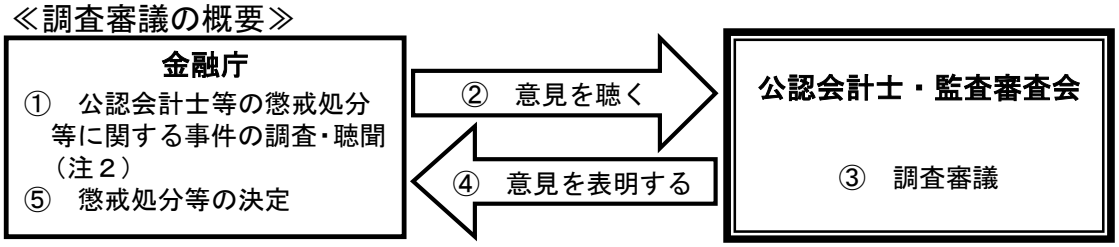

（注１）懲戒処分等は、公認会計士及び監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、公認会計士等が法令等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。
（注２）懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行う。

２．事案の概要

平成 30 年度において、金融庁から意見を求められ、審査会が調査審議を行った事案は 2 件であり、それらの概要は以下のとおりである。

≪審議状況≫

	審議を行った審査会	処分対象
事案 1	第 346 回審査会（30 年 9 月 13 日）	公認会計士 2 名
事案 2	第 349 回審査会（30 年 10 月 25 日）	公認会計士 1 名

事案 1

株式会社 SJI（以下、「SJI」という。）の平成 27 年 3 月期第 2 四半期の四半期レビューを行った公認会計士（2 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 30 年 10 月 2 日に当該公認

会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（１）処分内容

・公認会計士１名
業務停止３月（平成 30 年 10 月 9 日から平成 31 年 1 月 8 日まで）

・公認会計士１名
戒告

（２）処分理由

上記２名の公認会計士は、SJI の平成 27 年 3 月期第 2 四半期の四半期レビューにおいて、訂正を要する可能性が高い重要な未確定事項があることを認識していたにもかかわらず、当該部分に係る「結論の基礎」となる適切な証拠を得ずに結論を表明した。当該事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案２

税理士法第45条第1項の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（1 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 30 年 11 月 2 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（１）処分内容

業務停止３月（平成 30 年 11 月 6 日から平成 31 年 2 月 5 日まで）

（２）処分理由

上記の公認会計士は、財務大臣から税理士法第 45 条第 1 項の規定に基づく 1 年の税理士業務の停止処分を受けた。当該事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

第５章　諸外国の関係機関との協力

１．監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）における活動

（１）設立の経緯

米エンロン及び米ワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保及び向上の必要性が認識され、平成 14(2002)年以降、世界各国で会計プロフェッションから独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum。現在は、金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）に再構成）主催により、平成 16(2004)年 9 月に第 1 回監査人監督者会議がワシントン D.C.において非公式に開催され、我が国を含む 9 か国（日、米、英、独、仏、伊、加、豪、シンガポール）が参加した。その後も非公式会合として開催回数を重ねたが、常設の国際会合設立の機運が高まり、平成 18(2006)年 9 月にパリで開催された第 5 回監査人監督機関会議において監査監督機関国際フォーラム（IFIAR：International Forum of Independent Audit Regulators）の設立が正式に承認された。その最初の会合が、審査会の主催により、平成 19(2007)年 3 月に 22 か国の監査監督当局の参加を得て、東京で開催された。

IFIAR は、平成 20(2008)年 9 月の第 4 回ケープタウン本会合で採択した憲章（Charter）において、活動目的として以下の①～③を定め、その後、平成 25（2013）年 4 月の第 13 回ノールドワイク本会合で改訂した憲章において新たに④が追加された。

① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成すること。

審査会及び金融庁は、IFIAR を通じた国際的な監査品質向上への貢献、監査を含む国際金融規制活動における日本の発言力の向上、東京の国際金融センターとしての地位確立への貢献という観点から、平成 27(2015)年 1 月、事務局の東京誘致を目指して立候補を行った。産官学を挙げた招致活動の結果、平成 28(2016)年 4 月の第 16 回ロンドン本会合において事務局の東京設置が決定され、平成 29(2017)年 4 月に事務局が開設された。

（２）組織

IFIAR は、メンバー資格を有する各国の監査監督当局により構成され、平成 31(2019)年 3 月時点での加盟国数は、新たにフィリピン、ルーマニア、サウジアラビアを加えた 55 か国・地域となっている。

重要な意思決定は、加盟国の全メンバー当局が参加する本会合（Plenary Meeting）において行われる。本会合は、平成 30(2018)年 4 月のオタワ本会合まで、18 回の本会合が開催されている（P114 資料４－３参照）。

IFIAR の活動を円滑に進めるため、個人資格としての議長及び副議長が置かれている。平成 31(2019)年 3 月末現在、議長国はカナダ、副議長国はスイスとなっている。

平成 29(2017) 年 4 月には常設的な事務局とともに、新たに日本を含む 15 名の理事から構成される代表理事会（IFIAR Board）が設置され（後述）、第 1 回代表理事会が東京で開催された。

また、IFIAR には、平成 31(2019)年 3 月末現在、6 つのワーキング・グループが設けられている。それぞれの目的及びその活動状況等については、（３）イにおいて詳しく述べる。

≪IFIAR の組織図（平成 31(2019)年 3 月末現在）≫

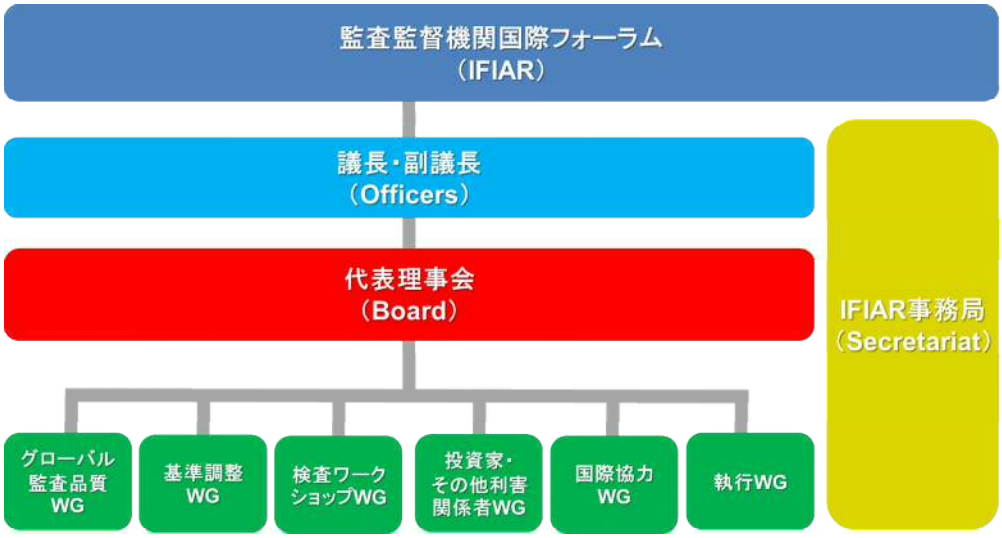

（３）活動状況

ア　本会合等における活動

（ア）第 18 回オタワ本会合

平成 30(2018)年 4 月 17 日から 19 日までの日程で、第 18 回本会合がカナダ公共会計責任委員会（CPAB：Canadian Public Accountability Board）の主催でオタワにおいて開催された（P106 資料４－１参照）。

当該会合では、我が国も代表理事国の一つとして策定に関与した初の中期戦略計画が承認されたほか、各国の会計不正事件等に伴う監査

法人の信頼性やイノベーションの進展に伴う将来的な監査の意義に関する懸念といった問題意識が共有された。また、基準設定主体（国際監査・保証基準審議会（IAASB：International Auditing and Assurance Standards Board）及び国際会計士倫理基準審議会（IESBA：International Ethics Standards Board for Accountants））の代表からは国際的な基準設定に係る事項やそれらがグローバルな監査品質に与える影響についての説明も受けた。さらに、6 大監査ネットワーク（注）の CEO とは監査品質に関する議論を行った（P106 資料４－１参照）。

（注）6 大監査ネットワークとは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO 及び Grant Thornton を指す。

（イ）代表理事会

平成 27(2015) 年、IFIAR は国際機関としての機能強化に対応するため、これまでの議長及び副議長主導による業務執行体制を改め、合議制(理事会)による加盟国主導の執行体制に移行することに合意した。当該ガバナンス体制改革の結果、平成 29(2017) 年 4 月に IFIAR は代表理事会を設置し、これに伴い、これまで議長及び副議長を補佐する機関であった諮問委員会（Advisory Council）は廃止された。代表理事会は、指名理事（Nominated member）8 当局及び選出理事（Elected member）最大 8 当局の最大 16 名で構成される意思決定機関であり、我が国は、IFIAR 憲章に基づく選考手続（ポイント方式）に従い、平成 29 年 4 月の IFIAR 本会合において正式に指名理事に就任した（任期は 4 年間）。

代表理事会においては、IFIAR における戦略計画や、IFIAR の業務運営等に関する議論を行っている。平成 30(2018) 年度においては、4 月 20 日にオタワ会合が、9 月 27 日及び 28 日にシドニー会合が、平成 31(2019)年 1 月 21 日及び 22 日に東京会合が開催された。

（ウ）検査指摘事項報告書

IFIAR は、平成 24(2012) 年から、メンバー当局の検査の傾向に係る情報を提供することを目的として、メンバー当局による 6 大監査ネットワークに対する検査結果を集計し、「検査指摘事項報告書」として公表している。本報告書では、品質管理態勢と個別監査業務の二つの分野において検査結果の集計を行い、指摘率を算出している。

なお、平成 30（2018）年の第 7 回調査結果は、本年夏頃公表される見込みである。

イ　各ワーキング・グループにおける活動

（ア）グローバル監査品質（GAQ）ワーキング･グループ

６大監査ネットワークとグローバルな監査の品質管理の在り方について意見交換を行うことを目的としている。「グローバル監査ネットワークの品質管理体制」等のテーマについて、各ネットワークと継続的に対話し、品質管理における改善状況や各ネットワークの組織展開状況を当局間で共有している。

当ワーキング・グループにおいて、6 大監査ネットワークのメンバーファームの検査指摘率を平成 27(2015)年との比較し、平成 28(2016)年から平成 31（2019）年の 4 年間で 25%削減する取組を行っている。

また、当ワーキング・グループでは、監査人が直面しているリスクや、マクロ経済環境等将来的に監査に影響を与え得るリスクを広範に議論するため、平成 27(2015)年 9 月より、リスクに関する電話会議（リスクコール）を定期的に開催している。平成 30(2018)年 11 月の第 6 回リスクコールから、米国に替わり我が国が議長を務め、会議を運営・進行した。

当ワーキング・グループ会合は、平成 30(2018)年度においては、9 月 24 日から 26 日までの日程でシドニー会合が、平成 31(2019)年 3 月 11 日から 13 日までの日程でロンドン会合が開催され、監査法人のリスクマネジメントへの取組や指摘率削減に関する次の取組等について議論が行われた。

（イ）基準調整ワーキング・グループ

IAASB 及び IESBA が設定する基準に関する意見交換や、これらの基準設定主体が公表する公開草案等に対するコメントレターの作成等を行うことを目的としている。

（ウ）検査ワークショップ・ワーキング･グループ

検査官の技能研鑽と検査手法･経験の共有を目的としており、毎年、IFIAR 検査ワークショップを開催している（P115 資料４－４参照）。また、検査ワークショップの企画・調整及び事後的な評価等も行っている。

検査ワークショップは、平成 19(2007)年の第 1 回東京本会合において、各国当局の検査手法や検査における課題等を共有し、検査官の技能研鑽を図ることを目的として、IFIAR メンバーの検査官を主体として開催することが承認されたものである。以降、検査ワークショップ・ワーキング・グループの企画・調整により、毎年開催されている。

第 13 回検査ワークショップ会合は、平成 31(2019)年 3 月 6 日から 8 日の日程で、フランス会計監査役高等評議会（H3C：Haut Conseil du

commissariat aux comptes)の主催により開催され、日本を含め47か国・地域から160名の検査官等が参加した。なお、日本は、審査会から主任検査官2名をパネリストとして派遣した。

（エ）投資家・利害関係者ワーキング・グループ

監査報告書の利用者である投資家その他の利害関係者と、監査品質、監査報告書の在り方等について対話することを目的としており、IFIAR会合における投資家代表との意見交換等の企画・調整等も行っている。

また、ワーキング内に投資家・利害関係者から構成される諮問グループ（Advisory Group）が設置されており、日本からは清原健弁護士がメンバーとなっている。

（オ）国際協力ワーキング・グループ

監査監督当局間の規制及び検査に関する、実務的な情報交換を促進することを目的としており、監査監督上の多国間情報交換枠組み(MMOU)への加盟審査等を行っている。

MMOUについては、平成29(2017) 年4月の東京本会合において、審査会及び金融庁を含む22の国・地域の監査監督当局がMMOUの署名当局となっている。

このほか、監査監督当局における監督カレッジの活用に関する調査等を行っている。

（カ）執行ワーキング・グループ

投資家保護や監査品質向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協調関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組について情報交換等を行うことを目的としている。

当ワーキング・グループは、IFIAR のメンバーである各国監査監督当局を対象に、平成26(2014) 年以来2回目となる執行体制に関連する調査を実施し（42 当局が参加)、その結果を取りまとめた「執行体制に関するサーベイ報告書(2018年)」を公表した(P110資料４－２)。

当該報告書では、前回と今回の双方の調査に参加した当局のうち52%の当局において、処分や制裁の類型の追加等、新たな執行権限が導入されたことなどが示された。

（４）日本IFIARネットワーク

IFIAR は、我が国に事務局をおく初の金融関係国際機関であり、我が国の国際的地位や東京の金融センターとしての地位の向上のためには、産官学を挙げた支援が必要であった。このような背景から、我が国で活動するステークホルダーによるネットワークを築き、IFIAR との関係強化、事務

局の活動支援及び我が国における監査品質に関する意識向上を図り、IFIARが目指すグローバルな監査品質の向上に貢献することを目的として、平成28(2016)年 12 月、日本で活動するステークホルダーによる「日本 IFIARネットワーク」が設立された（P116 資料４－５参照）。

日本 IFIAR ネットワークは、事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与、事務局に対する我が国の監査に関する議論の提供及び IFIAR 要人や審査会又は金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じた IFIAR の取組の紹介を中心に活動している。

平成 30(2018)年 5 月には第 2 回総会が開催され、同年 4 月のオタワ本会合の議論がネットワーク会員に紹介されるとともに、会員からは監査品質の向上に関する取組について報告があった。

２．二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続の品質確保がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIAR への参加だけでなく、監査や検査に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報共有等を目的として、各国の監査監督当局との間で意見交換を実施するとともに、監査監督上の情報交換枠組み（注）の策定及び審査・検査活動に資するため、監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価や相互依拠の確認を行うなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めている。

（注）日本と監査監督上の情報交換枠組みのある関係当局

- 米国公開会社会計監督委員会（PCAOB：Public Company Accounting Oversight Board）
- カナダ公共会計責任委員会（CPAB：Canadian Public Accountability Board）
- マレーシア監査監督委員会（AOB：Audit Oversight Board of Malaysia）
- オランダ金融市場庁（AFM：the Netherlands Authority for the Financial Markets）※
- ルクセンブルク金融監督委員会（CSSF：the Commission de Surveillance du Sectepur Financier）
- 英国財務報告評議会（FRC：Financial Reporting Council）
- フランス会計監査役高等評議会（H3C：Haut Conseil du commissariat aux comptes）
- 中国財政部（MoF：Ministry of Finance）

※は検査等の相互依拠を内容として含むもの。

３．今後の課題

企業活動のグローバル化により、監査業務もクロスボーダー化が進展し、グローバルレベルでの監査品質の確保・向上が課題となっている一方で、各国で発生した会計不正事案に伴う監査法人の信頼性やイノベーションの進展に伴う将来的な監査の意義に関する懸念に係る問題意識が各国の監査監督当

局間で共有されている。

このような中、審査会としては、各国の監査監督当局との連携を一層強化することにより、国際機関や諸外国での監査を巡る議論について的確に情報収集するとともに、監査事務所の活動や審査会の業務等に与える影響について分析し、必要に応じ、モニタリングに反映させる等、的確な対応を行う必要がある。

東京に事務局が置かれている IFIAR に対しては、円滑な運営に向け、金融庁とともに必要な支援を行うほか、各種会議等の IFIAR の活動への積極的貢献を通じ、グローバルな監査品質の向上に向け、多国間の協力ネットワークの強化を図ることが必要である。また日本 IFIAR ネットワークを通じ、IFIAR における議論を国内へ還元することも必要である。

さらに、これらの動きに対応できるグローバルな人材の育成・確保も重要となっている。

資　料　編

【資料編】

１　公認会計士・監査審査会関連資料
１－１　公認会計士・監査審査会発足の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
１－２　第５期　公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿・・・・・・・・・・・・・46
１－３　公認会計士・監査審査会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

２　審査及び検査関連資料
２－１　品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続・・・・・・・50
２－２　監査事務所等モニタリング基本方針－より実効性のある監査の実施のために－・・・51
２－３　外国監査法人等に対する検査監督の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
２－４　公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
２－５　平成 30 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画・・・・・・・・・・・・72
２－６　公認会計士・監査審査会の勧告一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・83
２－７　検査結果に基づく勧告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
２－８　検査結果事例集についての講演の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
２－９　公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上（抄）～大規模監査法人を中心に～・・88

３　公認会計士試験実施関連資料
３－１　公認会計士試験制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
３－２　平成 30 年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表について（抜粋）・・・92
３－３　平成 30 年公認会計士試験の合格発表について（抜粋）・・・・・・・・・・・94
３－４　平成 31 年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の合格発表について（抜粋）・・・104
３－５　平成 30 年度の講演会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105

４　諸外国の関係機関との協力関連資料
４－１　第 18 回監査監督機関国際フォーラム（オタワ会合）について・・・・・106
４－２　監査監督機関国際フォーラムによる執行体制に関するサーベイ報告書（2018 年）の公表について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
４－３　監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）本会合開催実績・・・・・・・・・・・114
４－４　IFIAR 検査ワークショップ開催実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115
４－５　日本 IFIAR ネットワーク会員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116

公認会計士・監査審査会発足の経緯

平成 12 年６月の公認会計士審査会(当時)において取りまとめられた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成 13 年 10 月以降、公認会計士監査制度の在り方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役（監査委員会）監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識のもと、

１　公認会計士は不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること

２　監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の被監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること

３　協会による自主規制の限界を補完するとともに、公平性・中立性・有効性を確保するとの観点から、協会が行っている品質管理レビューに対する行政によるモニタリングを導入すること

４　我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割に鑑み、監査証明業務に従事しうるにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくために、公認会計士試験制度を見直し、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とすること、②一定の要件のもとで、実務経験者等に対して試験の一部を免除すること、③専門職大学院との連携を図ること

などが提言された。

本報告を踏まえ、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成15年の第156回国会に提出され、国会の審議を経て、同年５月に改正公認会計士法が成立し、平成16年４月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

（参考）組織の沿革

昭和 23 年８月	・公認会計士法の施行。 ・公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のための行政委員会として「会計士管理委員会」を設置。
昭和 24 年６月	・「会計士管理委員会」が廃止。 ・同委員会の所掌事務が大蔵省に移管され、大蔵大臣の諮問機関としての「公認会計士審査会」を設置。
昭和 25 年４月	・「公認会計士審査会」が廃止。 ・公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のために大蔵省の外局である行政委員会として「公認会計士管理委員会」を設置。
昭和 27 年８月	・「公認会計士管理委員会」の所掌事務が大蔵省に再度移管。 ・新たに公認会計士試験の実施及び公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議のため「公認会計士審査会」を設置。
平成 13 年１月	・中央省庁再編に伴い、公認会計士等の監督に関する事務が金融庁に移管。 ・金融庁に「公認会計士審査会」を設置。
平成 16 年４月	・改正公認会計士法の施行。 ・「公認会計士審査会」が改組・拡充され「公認会計士・監査審査会」を設置。 ・従前の公認会計士審査会が担っていた①公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、②公認会計士試験の実施に係る事務に加え、③協会が実施する監査業務の状況調査に対する審査及び検査、すなわち公認会計士等が行う監査業務の監視を新たに担当。

第５期　公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿

（平成 28 年４月１日～平成 31 年３月 31 日）

平成 31 年３月 31 日現在

会長（常勤）	廣本　敏郎	一橋大学名誉教授
委員（常勤）	松井　隆幸	元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
委員（非常勤）	木村　明子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所顧問 富士電機㈱社外監査役 野村アセットマネジメント㈱社外取締役
委員（同）	佐藤　淑子	(一社) 日本ＩＲ協議会専務理事
委員（同）	徳賀　芳弘	京都大学副学長・教授
委員（同）	淵田　康之	㈱野村資本市場研究所シニアフェロー
委員（同）	水口　啓子	㈱日本格付研究所審議役兼チーフアナリスト
委員（同）	八木　和則	横河電機㈱参与 ㈱横河ブリッジホールディングス社外監査役 双日㈱社外監査役 ＴＤＫ㈱社外取締役
委員（同）	山田　辰己	中央大学商学部特任教授
委員（同）	吉田　慶太	有限責任監査法人トーマツパートナー

〔委員（非常勤）は五十音順〕

公認会計士・監査審査会の開催状況

平成 30 年度：平成 30 年４月１日～平成 31 年３月 31 日、計 24 回

回	開催日	主な議題
337	30.4.12	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について ○　公認会計士試験の試験免除申請について (3)　審査及び検査について
338	30.4.26	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について ○　平成 30 年公認会計士試験の試験委員候補者について (3)　公認会計士・監査審査会の活動状況について (4)　審査及び検査について (5)　国際関係について ○　IFIAR 本会合について
339	30.5.17	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査について
340	30.5.31	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について ○　平成 30 年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の実施状況について (3)　審査及び検査について
341	30.6.14	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について ①　平成 30 年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の結果等について ②　平成 31 年公認会計士試験の出題範囲の要旨について (3)　審査及び検査について
342	30.6.28	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査について
343	30.7.12	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について ○　公認会計士試験の試験免除申請について (3)　審査及び検査について
344	30.7.26	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査について (3)　国際関係等監査を巡る最近のトピックスについて ○　IFIAR の最近の取組み等について

回	開催日	主な議題
345	30.8.30	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について ○　平成30年公認会計士試験論文式試験の実施状況について (3)　審査及び検査について ○　平成29年度品質管理レビュー年次報告について (4)　国際関係について ○　監査を巡る諸外国の動向について
346	30.9.13	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　懲戒処分等に関する事項について (3)　審査及び検査について
347	30.9.27	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査について
348	30.10.11	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について ①　平成31年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の出願状況について ②　公認会計士試験の試験免除申請について (3)　審査及び検査について (4)　最近のトピックスについて ○　IFIARの最近の取組み等について
349	30.10.25	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　懲戒処分等に関する事項について (3)　審査及び検査について
350	30.11.6	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について ①　平成30年公認会計士試験の結果等について ②　平成31年及び平成32年(2020年)公認会計士試験の試験委員候補者について (3)　審査及び検査について
351	30.11.22	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について ○　平成32年(2020年)の公認会計士試験実施スケジュール（予定）について (3)　審査及び検査について
352	30.12.6	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査について

回	開催日	主な議題
353	30.12.20	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について ○　平成31年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の実施状況について (3)　審査及び検査について
354	31.1.7	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について ①　平成31年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の結果等について ②　公認会計士試験の試験免除申請について (3)　審査及び検査について
355	31.1.24	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査について (3)　国際関係について ○　最近の監査における国際動向について
356	31.2.7	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　日本取引所自主規制法人との意見交換について (3)　審査及び検査について
357	31.2.21	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査について
358	31.3.7	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査について
359	31.3.15	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査について
360	31.3.28	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について ○　平成31年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の出願状況について (3)　公認会計士・監査審査会の活動状況について (4)　審査及び検査について

品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続

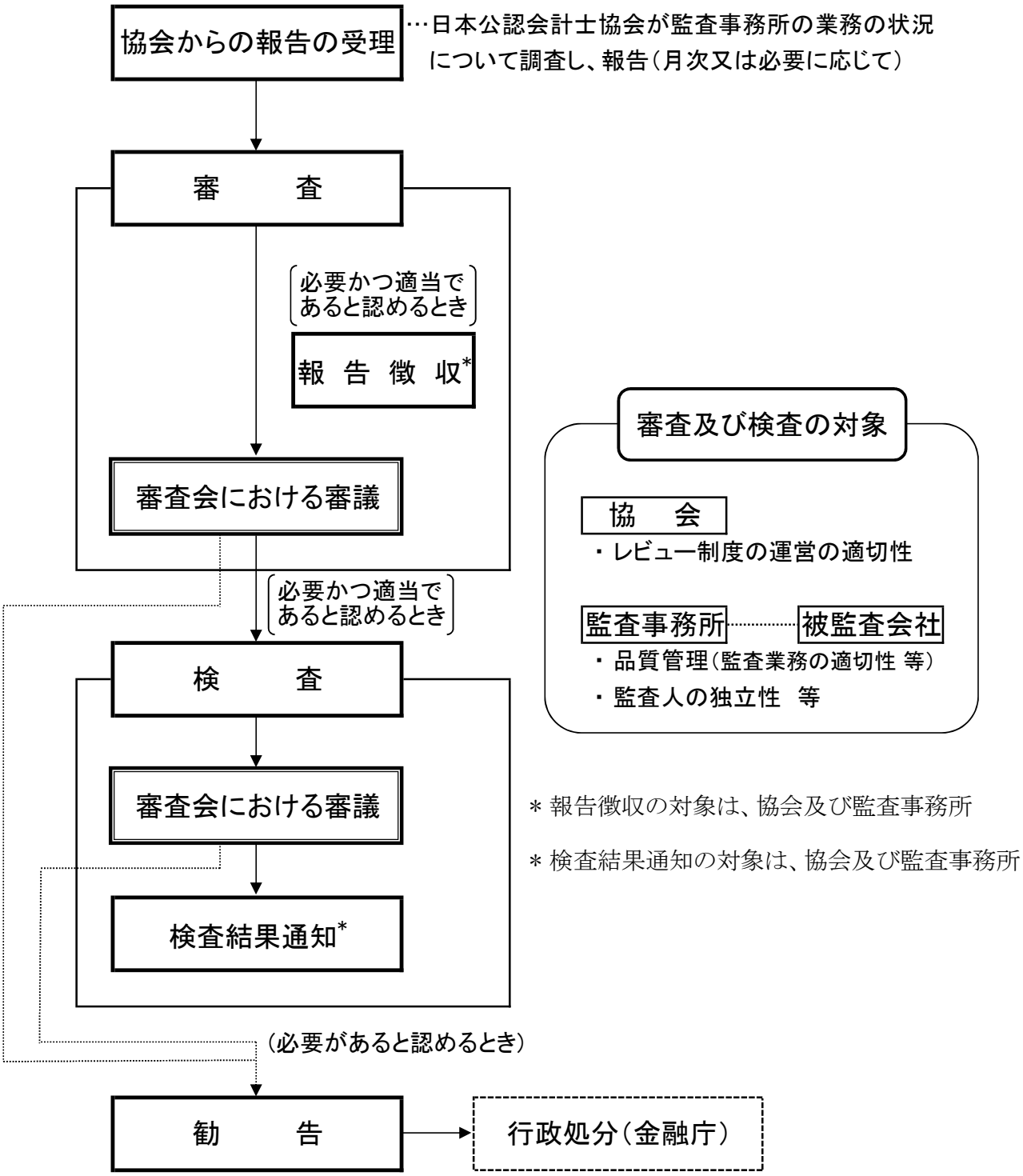

※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

監査事務所等モニタリング基本方針
（審査・検査基本方針）
－より実効性のある監査の実施のために－

公認会計士・監査審査会
平成 28 年 5 月 13 日

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成 16 年 4 月の発足以来、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上等に取り組んでいる。

第 5 期（平成 28 年 4 月～平成 31 年 3 月）においては、監査の品質のより一層の向上のために、以下の視点及び目標を基本として監査事務所等に係るモニタリングを実施することにより、投資者の資本市場に対する信頼の向上を図り、我が国経済の一層の発展に寄与していくこととする。

なお、本基本方針において、モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。また、オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指すものとする。

【視点】

被監査会社を取り巻く環境は、コーポレートガバナンス・コードの導入等によるガバナンスの強化、海外進出の加速化、取引の複雑化、IT 化の進展など大きく変化している。これに伴い、監査事務所においても、被監査会社の環境変化に応じたグループ監査やＩＴ対応等の監査手法の高度化への対応など、より高い視点からのマネジメントが求められている。

こうした中、近年の上場大企業の会計不正事案や新規公開株に関する不適切事例を契機として、改めて監査の信頼性が問われており、これを受けて、監査法人のガバナンス･コードの策定などを今後検討することとされている。

このような状況に対応するため、審査会が実施するモニタリングは、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、

監査事務所の実態を踏まえて効果的・効率的に実施し、監査の品質の確保・向上を通じた監査の信頼性確保を、積極的に図っていくこととする。

また、モニタリングで得られた情報を分析した結果、業界横断的な問題等の有益な情報については、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）や外国当局に積極的に提供することとし、協力・連携関係の強化を図るとともに、株主等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、広く一般に提供する情報の充実も図っていく。

【目標】

審査会が実施するモニタリングは、個別の監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、監査事務所及び外国監査法人等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的とする。特に、監査の品質の確保・向上を図る主体は、監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを行うこととする。

また、監査事務所の実施する監査が、形式的に監査の基準に準拠しているというだけでなく、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているか、常に被監査会社の事業上のリスクを注視して監査上のリスクを評価しているかなど、実質的に監査の品質の確保・向上に向けたものとなっているかを重視する。

審査会は、以上の観点を踏まえ、監査事務所等モニタリング基本方針を次のように定める。この基本方針を踏まえ、事務年度（７月から翌年６月）ごとに「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定する。

１．オフサイト・モニタリングに係る基本方針

審査会は、協会からの品質管理レビュー結果の報告を受理し、必要と認めるときは当該報告に関し、報告徴収やヒアリングを行うとともに、関係先とも意見交換・連携を行うなどして情報等の収集・分析の強化･高度化に努める。さらに、監査事務所や個別監査業務に係る実態やリスクを的確に把握する観点から、得られた情報を活用し、以下のとおり、協会の品質管理レビューの検証や報告徴収の実施など監査事務所の態様に応じた実効的なオフサイト･モニタリングを実施する。

（1）協会による品質管理レビューの検証

自主規制機関としての協会の監査の品質の向上に向けた対応等を公益的立場から促すことを目的として、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上について、検証等を行う。

また、監査事務所に対する審査会検査と品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、協会との適切な役割分担について双方向の議論を実施する。

（2）報告徴収

監査業務の適正な運営について、監査事務所に対して適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、限られた資源のもと、モニタリングを効率的に実施するために、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、以下のとおり、適時に報告徴収を実施する。

① 品質管理のシステムの整備状況や中小規模監査事務所にみられる業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえた重点的な検証のための報告徴収
② ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢に関する定量的・定性的な情報を継続的に把握するための報告徴収
③ 検査結果として通知した問題点について、その後の監査事務所における対応状況等を把握し、当該事務所の改善を促していくために実施する報告徴収

２．検査基本方針

審査会は、以下に掲げる事項に留意し、監査事務所のリスクや態様に応じたより効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、上記オフサイト・モニタリングとの一体的な運用に努め、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

（1）検査の実施

① 大規模な監査法人及び大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人については、資本市場における役割等を勘案し、品質管理レビューの結果の報告も踏まえつつ、定期的に検査を実施する。中小規模監査事務所については、品

質管理レビューの結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

② 監査事務所の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

（2）検査にあたっての留意事項

① 品質管理体制の維持向上に向け、監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性に応じたものとなっているかについて検証する。

② 被監査会社を取り巻く経済環境や企業環境等を含む事業上のリスクを適切に評価して監査手続を実施しているか検証する。

③ 監査事務所に根本的な原因を踏まえた有効な改善を促すことに資するような検証及び指摘内容等の的確な伝達を行う。

検査の実施にあたっては、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により検査を実施することとする。

なお、検査においては、監査事務所の理解・協力が不可欠であるため、原則全件、検査に対する監査事務所の意見を聴取（検査モニター）することとする。

３．モニタリング情報の提供方針

審査会は、監査の品質の確保・向上に資するよう、監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめ、監査事務所及び被監査会社等に示すほか、検査結果を含むモニタリングの成果を報告等の形で投資者など広く一般に提供していくこととする。

① 審査会は、検査結果について、監査事務所にその内容を通知するが、監査事務所に対して指摘内容等が的確に伝達されるとともに、監査事務所を通じて被監査会社等に検査結果及び検査関連情報が的確に伝達されるよう、検査結果等に係る情報の充実に努める。

（注）監査事務所においては、関係法令に基づき、検査結果を踏まえ、監査事務所における職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、被監査会社の監査役等と認識の共有を図ることが求められる。

② 検査結果については、その分析結果から抽出された業界横断的な問題等について、関係先との連携、情報発信を行うなど、より一層の活用に努める。

（注）監査事務所において監査の品質の確保・向上を図るための自主的な取組みの促進、審査会としての期待水準の提示、市場関係者への参考情報の提示等の観点から、検査で確認された事例等を、「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、公表しており、毎年その内容を見直している。

③ 投資者等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの成果を整理した上で、取りまとめて公表する（「モニタリングレポート」）など、広く一般に提供される監査の品質に係る情報の充実に努める。

４．外国監査法人等に対する報告徴収・検査基本方針

審査会は、①外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないこととする。

金融庁・審査会においては、情報交換のあり方等について、諸外国の当局と交渉を行っており、いくつかの当局との間で、情報交換を含む監査監督上の協力に関する書簡を交換している。

審査会は、金融庁に届出を行っている外国監査法人等のうち、上記①から③までの条件のいずれかが満たされず、当該当局の報告徴収又は検査に依拠することが見込めない国の外国監査法人等に対して、実態把握の観点も含め、必要に応じて報告徴収及び検査を行っているところである。

今後も、上記の条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、必要に応じ、引き続き外国監査法人等に対し報告徴収及び検査を実施することとする。その際、外国当局や国際機関等との協力関係の充実及び密接な連携等に留意し、円滑かつ効果的な実施の確保に努めることとする。

なお、報告徴収及び検査は、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により実施することとする。

平成 21 年９月 14 日
金　　融　　庁
公認会計士・監査審査会

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

Ⅰ　検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等(注1)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり(注2)、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注 1）公認会計士法（以下「法」という。）第 34 条の 35 第１項の規定による届出をした者

（注 2）同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

Ⅱ　検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

１．報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等(注3)として提出された情報に加え、原則として、３年に１度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

①　全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等(注4)による検査・レビュー結果の情報

②　我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

（注 3）法第 34 条の 36 第１項及び第２項に規定する届出書（同法第 34 条の 37 第１項の規定による変更届出書を含む）及び添付書類

（注 4）外国監査法人等に関する内閣府令第５条第１項に規定する行政機関等

２．検査対象先の選定等

審査会は、**１．**において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、**１．**の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

３．検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類[注5]に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

（注 5）公認会計士法施行令第 30 条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第 34 条の 35 第１項)

４．検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

５．行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

（以上）

２－４

公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針

平成 22 年１月

公認会計士・監査審査会

Ⅰ　報告徴収及び検査の相互依拠

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等[注]の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない場合又は審査会が必要と認めた特定の情報の提供が確保されない場合等上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注）外国監査法人等とは、公認会計士法（以下「法」という。）第 34 条の 35 第１項の規定による届出をした者をいう。

Ⅱ　報告徴収及び検査の目的等

本基本指針においては、報告徴収及び検査の実施に際して、その基本となる実施手続等を示すものとする。

１．目的

審査会が外国監査法人等に対して実施する報告徴収及び検査は、公益的立場に立ち外国会社等財務書類（法第 34 条の 35 第１項に規定する外国会社等財務書類をいう。以下同じ。）に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、外国監査法人等における法第２条第１項の業務（以下「監査証明業務」という。）に相当すると認められる業務が適切に行われているかどうかについて、確認・検証することを目的とする。

２．根拠

審査会が実施する報告徴収及び検査の対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

（１）報告徴収（法第 49 条の３の２第１項）

外国監査法人等

（２）検査（法第 49 条の３の２第２項）

外国監査法人等及び外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関係のある場所

３．外国当局との協力関係

外国監査法人等に対する報告徴収及び検査の円滑な実施を確保するため、当該国当局に事前に通知するなど、当該国当局との間において協力関係の充実を図るものとする。

Ⅲ　報告徴収

１．報告徴収の概要

（１）定期的な報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、原則として、３年に１度、当該国当局に通知した上で、以下の事項を記載した書面（以下「書面」という。）の提出を報告徴収により求めるものとする。

① 全ての外国監査法人等：「Ⅷ　報告徴収事項一覧　Ａ.」に定める監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等(注)による検査・レビュー結果に関する事項

② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の事項に加え「Ⅷ報告徴収事項一覧　Ｂ.」に定める監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する事項

（注）外国監査法人等に関する内閣府令第５条第１項に規定する行政機関等

（２）その他の報告徴収

上記の定期的な報告徴収のほかに、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、外国監査法人等から、審査会として必要な情報の提出を報告徴収により求めるものとする。

２．外国監査法人等への連絡方法

報告徴収に当たっては、当該外国監査法人等に対し、上記１．に定める事項の提出を求める旨の文書を送付するものとする。当該文書は日本語を原本とし、英語に

よる翻訳文を参考として添付するものとする。

３．使用する言語

外国監査法人等が提出する書面は、日本語により作成することを原則とするが、英語によって作成することも可能とする。

なお、上記１．に定める事項のうち既存の資料があるものについては、審査会が認める場合には、当該事項につき書面の提出に代えて、当該資料を提出することも可能とする。ただし、提出後に審査会が必要と認める場合については、審査会が指定した部分につき、日本語又は英語による翻訳文を提出するものとする。

４．理由書の提出

外国監査法人等は、主たる事務所の所在する国の法令等により審査会から報告を求められた事項について書面を提出できない場合にあっては、当該書面の提出に代えて、次に掲げる事項を記載した理由書を提出するものとする。

① 提出を求められている事項が外国監査法人等の主たる事務所の所在する国の法令等により記載できない旨及びその根拠となる法令等の内容

② ①に記載された事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見

③ 提出を求められている事項の記載について当該法令等により第三者の許可、同意又は承認（以下「許可等」という。）を要する場合において、当該許可等が得られなかったことにより当該事項が記載できない場合にあっては、外国監査法人等が当該許可等を得るために講じた措置及び当該措置を講じてもなお当該許可等を得られなかった理由

なお、本理由書の提出なく報告徴収に応じない場合には、審査会はその旨を金融庁に通知するものとする。

５．提出方法

書面の提出は、審査会あて送付するものとする。

Ⅳ　検査

１．検査事項及び検査方法

（１）検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

①　外国監査法人等

外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

②　外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関係のある場所

外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

（２）検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

①　検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。

②　外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかについて確認・検証する。

イ. 法及び外国監査法人等に関する内閣府令並びに外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関連する法令

ロ. 外国監査法人等が監査証明業務に相当すると認められる業務を行うに当たり準拠した監査の基準（国際監査基準（ＩＳＡ）、国際品質管理基準第１号（ＩＳＱＣ１）等）

ハ. 外国会社等（外国監査法人等に関する内閣府令第４条第１項第３号に規定する外国会社等をいう。以下同じ。）が財務書類の作成に当たり準拠した企業会計の基準（国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）等）

（３）全般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先に関する情報の収集に努めるとともに、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第 49 条の３の２第３項において準用する第 49 条の３第４項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

２．検査対象先の選定

審査会は、Ⅲにおいて徴収した情報及びその他の情報を分析した結果、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が適切に整備されているか、また、有効に機能しているか等について、検査により確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、たとえば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、Ⅲの手続きを経ずに、当該外国監査法人等を検査対象先として選定することができるものとする。

３．検査予告

立入検査は、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応に関する権限若しくは責任を有する者をいう。以下同じ。）に対して、原則として立入検査着手の２か月前までに予告を行うものとする。

この場合、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日（検査の基準となる特定の日であり、原則として検査実施の通知日の前営業日）等の検査実施の内容について文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）により通知するものとする。同時に、電話連絡を行い、４．（２）記載の重要事項の説明の日程調整を行うものとする。

なお、検査対象先に対して検査実施を通知するに先立ち、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知するものとする。その際、当該国当局が検査対象先に対して検査を行う予定がある場合には、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施できるよう可能な限りの配慮を行うものとする。

４．検査実施の留意事項

（１）検証対象範囲

検証対象に関しては次のとおりとし、検査に当たっては、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に留意するものとする。

① 個別監査業務については、外国会社等財務書類に係るものに限定する。

② 業務管理体制については、監査事務所全体とする。

（２）重要事項の説明

主任検査官は、検査実施の通知日以後立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について電話会議等の方法により説明を行うものとする。

① 検査の権限及び目的

② 検査の実施方法

③ その他必要な事項

（３）使用する言語

検査においては、日本語の使用を原則とする。

ただし、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務の

状況や品質管理システムの整備・運用状況の把握を行う場合などにおいて、主任検査官が認めたときは、英語の使用も可能とする。

（４）検査予告後の質問

検査予告後、主任検査官は、提出された書面等の内容につき確認する必要がある場合は、立入検査着手前においても、検査対象先に対し、検査の手続の一環として文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）で質問を行うことができる。

（５）検査命令書等の提示

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。

（６）検査対象先の役職員に対するヒアリング

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員（監査責任者及び監査補助者を含む。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や外国監査法人等の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証するものとする。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の者の同席の申し入れがあった場合には、その理由を確認した上で、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めることができる。

（７）外国監査法人等の代表者等に対するヒアリング

主任検査官は、外国監査法人等の業務等の状況及び品質管理に関する方針に関して、外国監査法人等の代表者等に対してヒアリングを行うものとする。

（８）検査対象先の就業時間への配慮

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように配慮するものとする。

立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとする。

（９）効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて必要に応じて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

(10) 事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、指摘事項について検査対象先の責任者から確認を得るものとする。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）に、検査対象先の責任者の認識について記載を求めるものとする。

５．検査資料の徴求

（１）既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じることができる。

（２）資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、資料徴求の趣旨を適切に説明するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を検査会場において検証する場合には、受渡書を取り交わし、かつ、確実に管理するものとする。

（３）資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの一時持出しや返却を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した現物は、検査の終了時までに返却するものとする。

６．立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間に生じた認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了するものとする。

７．検査事項に係る意見交換等

主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した外国監査法人等の問題点が整理された段階で、外国監査法人等の責任者に対し、当該問題点等が記載された文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）を送付するものとする。外国監査法人等は、当該文書の検討等に必要な期間として審査会が定めた期間内に、当該文書に記載されている事項に関する意見等を記載した意見書（日本語により作成することを原則とするが、英語によることも可能とする。）を審査会事務局長あてに提出することができる。この場合、意見等の内容を審査会に説明するものとする。

８．検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、外国監査法人等の責任者に対して、検査結果を記載した文書（以下「検査結果通知書」という。）を交付することにより行うものとする。なお、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付するものとする。

なお、検査結果の通知の際は、外国監査法人等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴するものとする。

Ⅴ　検査結果等の取り扱い等

１．検査結果等の取り扱い

（１）審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。

（２）検査結果及び検査関係情報(注)については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、審査会の事前の承諾なく、検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。

また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書（英語により作成）の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。

（注）ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

２．勧告事案等の公表

（１）審査会は、公益又は投資者保護に資するため、法第 41 条の２の規定に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案について、勧告後、原則として、公表するものとする。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不適当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとする。

（２）上記（１）のほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、検査対象先及び外国会社等が特定されない形で、検査事務の処理状況について取りまとめて公表するものとする。

Ⅵ　情報管理上の留意点

検査官等職員は、報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報を、我が国における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。

（１）報告徴収及び検査の実施並びに当該国当局との協力に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（２）報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報をその目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。

（３）特に、報告徴収対象先、検査対象先及び当該国当局の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

Ⅶ　施行日

本基本指針は、平成 22 年１月 14 日から施行する。

Ⅷ　報告徴収事項一覧（別添のとおり）

（別添）

Ⅷ　報告徴収事項一覧

Ａ．全ての外国監査法人等から徴収する情報

Ⅰ　監査法人等の状況

１．業務の概況

⑴　所属国の監査制度の概要（概要を説明する公式サイトのアドレスでも可）

⑵　監査法人等の目的及び沿革

⑶　監査法人等の法的構造及び所有形態

⑷　監査法人等のガバナンス

⑸　監査法人等の組織図

２．社員等の状況

⑴　社員、使用人の状況

社員、使用人の人数及び対前年度増減

⑵　業務執行責任者の役職名、氏名及び職歴

３．事務所の状況（業務運営及び品質管理を行っている事務所、及び外国会社等を監査する事務所に限る。）

（事務所が２以上あるときは、事務所ごとに記載。）

事務所ごとに、事務所名、所在地、社員数、使用人数、被監査会社数（外国会社等の数を内書き）

４．関係会社の状況

名称、代表者、所在地、事業内容

５．売上高の状況

⑴　直近３会計年度の売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）

⑵　「３．事務所の状況」に記載された事務所ごとの売上高が区分して把握されている場合には、当該売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）

６．被監査会社の概況（外国会社等に限る。）

名称、決算期、資本金、業務執行社員、共同監査人、新規契約又は契約解除の旨

Ⅱ　業務等の状況

１．業務の状況

⑴　業務の内容

①　監査証明業務及び非監査証明業務を提供している会社数、対前年度増減（外国会社等の数を内書き）

②　新たに開始した業務（過去３年間）

⑵　業務の運営の状況

①　業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置を含む。）

②　業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置（品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施（審査の状況を含む。）、品質管理のシステムの監視を含む。）

２．業務提携の状況

⑴　公認会計士又は監査法人との間における監査証明業務に関する提携の状況

⑵　ネットワーク組織に属する場合には、当該組織の概要及び当該組織における取決めの概要

３．訴訟事件の概要

外国監査法人等が監査証明業務に関連して被告となった訴訟事件のうち、

⑴　過去３年間に終結した件数及び判決等により支払うこととなった金額の総額

⑵　現在係争中の訴訟事件の件数及び支払の請求を受けている金額の総額

４．刑事罰又は行政罰等の有無及びその内容

外国監査法人等が監査証明業務に関連して過去３年間に受けた刑事罰又は行政罰等の内容

Ⅲ　行政機関等による直近の検査・レビューの年月及びその結果

検査結果等に基づく改善指示等、改善計画及び改善状況

Ｂ．上場会社を監査する外国監査法人等から徴収する情報

全ての外国監査法人等から徴収する情報に加え、次に掲げる情報

Ⅰ　上場会社に係る監査証明業務等に関する情報（上場会社ごと）

１．監査人等の概況

⑴　監査人の状況

①　監査責任者等の氏名・連続して監査に関与した期間

②　補助者の人数・補助者であって過去において監査責任者であった者の氏名

③　監査人等の異動状況

⑵　監査契約等の状況

①　監査報酬等の額（監査証明業務・非監査証明業務）

②　監査契約の解除

⑶　品質管理の状況

①　品質管理を担当する公認会計士の氏名又は監査法人の部署

②　意見審査を行った公認会計士又は監査法人の担当者の氏名等

２．監査の実施状況

従事者の内訳別（監査責任者又は業務執行社員・公認会計士・その他）の人数・従事日数又は時間数

Ⅱ　品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

１．品質管理のシステムに関連する規程の名称（最終改定日を付記）及びその写し

２．監査マニュアルの名称（最終改定日を付記）及びその写し

３．ネットワークにおける内部レビューの結果

結果報告書、指摘内容、改善措置及び改善計画、改善状況

平成 30 年 7 月 31 日
公認会計士・監査審査会

平成 30 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査品質の確保と実効性の向上を図るため、監査事務所等モニタリング基本方針[1]に掲げた視点及び目標並びに監査事務所をめぐる環境を踏まえて、平成 30 事務年度（平成 30 年７月からの１年間）における監査事務所等モニタリング基本計画を策定する。

１　監査事務所をめぐる環境

（監査業務の動向）

我が国の景気は緩やかな回復基調を続けており、平成 29 年における証券取引所の新規上場会社数は 90 社と前年に続き高水準で推移し、上場会社数や上場会社の平均監査報酬額も微増とはいえ増加傾向にある。

上場会社の会計監査は、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）が行うが、大手監査法人[2]が９割超（平成 29 年末時価総額ベース）と圧倒的なシェアを占めている状況にある。その中で、最近の監査人の交代の状況をみると、大手監査法人間の異動は引き続き高い水準にある一方で、小規模な上場会社において、大手監査法人から準大手監査法人[3]や中小規模監査事務所[4]へ交代する動きがみられている。

また、高水準が続く M&A や企業の海外進出、経済取引の複雑化・専門化などに対応して、大手監査法人においては、国際人材の確保・育成、IT・テクノロジーの活用、監査補助者の採用強化などにより、監査手法の深化、複雑化への対応を進めている。

1　監査事務所等モニタリング基本方針：審査会が実施するモニタリングについて、各期における視点や目標、基本的な方針を定めるもの。第５期（平成 28 年４月～平成 31 年３月）については、平成 28 年５月 13 日に策定・公表。

2　大手監査法人：上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人。本基本計画では、有限責任あずさ監査法人、EY 新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ及び PwC あらた有限責任監査法人の４法人を指す。

3　準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本基本計画では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及び PwC 京都監査法人の５法人を指す。

4　中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

（不正会計等への対応）

ここ数年、不適切な会計処理等の適時開示を行った上場会社は増加の傾向にある。これは上場会社において、適時に情報開示を行うという意識が高くなっていることや監査人からの指摘が増えていることによるものとも考えられるが、最近も上場会社の海外子会社での会計問題が発生しており、重要なグループ会社の管理を含む内部統制が必ずしも十分ではない事例もみられている。

財務諸表の作成責任及び内部統制の整備・運用責任は経営者にあることは当然である。監査事務所においても、被監査会社の内部統制を評価する際には、海外事業も含めた事業の特性や企業の置かれた環境を深く理解した監査手続の実施が一層重要となっているほか、内部統制の不備を発見した場合には、被監査会社に適時に報告することが求められている。

IPO 市場においては、上場審査の厳格化等により、上場直後の不適切な会計処理の発生が減少している。しかしながら、前述のとおり新規上場会社数が高水準で推移していることや、このような会社の内部統制は比較的脆弱であることを踏まえると、新規上場会社に対する監査は慎重に実施することが重要である。

（監査事務所における品質管理の現状）

審査会では、平成 28 事務年度の検査から、検査結果通知書に監査事務所の業務運営に関する総合評価[5]を記載している（フォローアップ検査を除く。）。これまでに実施した検査の結果においては、総合評価の最上位である「概ね妥当である」に該当するものはなく、「妥当でない点がある」以下の総合評価を各監査事務所の業務運営に応じて付している。

平成 29 事務年度の検査の結果をみると、大手監査法人についてはいずれの法人も不十分な点はあるものの、品質管理部門と事業部門の連携にも留意し、品質管理の改善に向けて組織的に対応している状況がみられる。準大手監査法人においては組織的な対応のための体制整備を行ってきているものの、品質管理を担う社員等が限られているために十分な運営・管理ができていない状況がみられる。中小規模監査事務所では、一部の事務所において、業容拡大を先行し、適切な品質管理態勢が構築できていないものや、代表者や品質管理責任者において品質管理に対する認識が十分でないもの等がみられる。

5　検査結果通知書の「特に留意すべき事項」は、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務における不備の概要で構成され、これらの状況に応じて総合評価を付している。総合評価は、「概ね妥当である」、「妥当でない点がある」、「妥当でないもの」、「妥当でなく業務管理態勢等を早急に改善する必要」及び「著しく不当なもの」の５段階に区分している。詳細は、当審査会 HP に掲載の平成 30 年版モニタリングレポートを参照。

（監査法人のガバナンス・コードを踏まえた態勢整備等）

大手監査法人や準大手監査法人などは、平成 29 年３月 31 日に金融庁から公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（以下「監査法人のガバナンス・コード」という。）を踏まえ、実効的なマネジメント機関による法人全体の組織的な運営、監督・評価機能における独立第三者の知見の活用など、監査品質の向上のためのガバナンス態勢の構築に係る取組を進めているところである。

（IT 化の進展に伴うセキュリティ対策）

大手監査法人を中心に、IT を活用した監査の更なる普及・深化を進めており、このような動きは監査業務の実効性や効率性を確保した深度ある監査の実現に資するものとして期待される。

一方で、上記の動きや、被監査会社とのデータの交換が進んでいく中、海外において監査法人を標的としたサイバー攻撃による被害の事例も発生している。サイバーセキュリティ問題は監査法人にとって経営上のリスクであり、IT 化の進展に合せて、サイバーセキュリティの強化を確実に行っていく必要がある。

（国際的な監査監督機関の動向）

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）[6]は、平成 29 年４月に我が国（東京）に本部となる事務局を設置したところであり、金融庁及び審査会は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、事務局の円滑な運営に必要な支援を行っている。IFIAR においては、６大監査ネットワーク[7]と継続的に対話を行うなど、グローバルでの監査品質の向上に取り組んでいる。平成 30 年４月の IFIAR 年次総会では、こうした目標を定めた中期戦略計画（平成 30 年から３年間）が承認されており、審査会としては、引き続き IFIAR の活動に貢献していく。

２　平成 30 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

上記「１　監査事務所をめぐる環境」及び監査事務所等モニタリング基本方針を踏まえ、次の点を重視して、下記（１）から（５）に掲げる基本的な考え方でモニタリング[8]に取り組む。

6　監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)：平成 18 年に設立された、監査法人の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関。当局間の協力･連携を通じ、監査品質をグローバルに向上させることを目的としている。平成 30 年６月末時点のメンバーは我が国を含む 52 か国・地域となっている。

7　BDO、Deloitte、EY、Grant Thornton、KPMG 及び PwC

8　モニタリングとは、オンサイト･モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。また、オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、監査事務所に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換･連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

・　監査品質の確保・向上を図る主体は、監査事務所であることから、監査事務所自らの行動を促すような検証を行う。
・　監査事務所の実施する監査において、形式的に基準に準拠しているかだけでなく、不正会計等を見抜くような適切な職業的懐疑心が発揮されているか、常に被監査会社の事業上のリスクを注視して監査上のリスクが評価されているかなど、実質的なものとなっているか検証を行う。

（1）モニタリングにおいて重視する事項

平成30事務年度においては､以下の点を重視したモニタリングを実施する。

①　監査品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント

監査品質を持続的に向上させるためには、トップ自らがリーダーシップを発揮し、監査業務の品質を重視する風土を醸成させることが重要であることから、トップの姿勢を含む経営層の認識及びそれを具体的な施策等に反映させているかなどを把握する。

②　監査法人のガバナンス・コード等を踏まえた態勢の整備

監査法人のガバナンス・コードを採用している大手監査法人及び準大手監査法人等については、当該コードを踏まえて構築・強化したガバナンス態勢が監査品質の向上のために実効的なものとなっているか引き続き検証する。

中小規模監査事務所についても、業務管理態勢、品質管理態勢が監査品質の向上のために実効的なものとなっているか検証する。

こうした検証においては、金融庁関係部局とも情報共有・連携を図ることとする。

③　監査をめぐる動向を踏まえた状況把握

ア　海外子会社に係るグループ監査

上場会社は、国内市場の成熟化に伴い売上拡大を海外の事業展開に求めている中、海外子会社での会計問題が発生していることを踏まえ、引き続き海外子会社に係るグループ監査の状況について、監査チームのみならず、監査事務所全体としての対応状況を把握する。

イ　監査契約の新規受嘱

近時の不正会計事案なども契機として、監査人を交代する事例が多くみられるため、新規に監査契約を受嘱した監査事務所において、監査実施体制を編成する際の監査品質に及ぼす影響の評価状況を把握する。

④　ITを活用した監査とサイバーセキュリティ対策等の状況把握

大手監査法人や準大手監査法人の一部では、IT を活用した被監査会社の会計関係のデータ等を分析するシステムを導入したり、リスク情報を部門横断的に管理する態勢を設けたりするなど､監査業務のIT化が進展している。

この動きは監査品質の確保・向上を目指したものであり、その状況を大手監査法人等へのモニタリングにより継続して把握する。

あわせて、IT 化の進展に伴うサイバーセキュリティ対策の状況を確認することとし、監査手法の深化、複雑化に応じた、人材の確保・育成ができているかなどについても把握することとする。

監査事務所には、個人又は社員が数人の小規模なものから大手上場会社の監査業務を多数行う数千人規模の大手監査法人まであり、ガバナンス等の経営管理態勢や業務運営等も大きく異なっている。したがって、モニタリングの実施に当たっては、大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所に分け、その態様に応じて実施する。

（２）国際的な監査監督の連携強化

これまでに署名した多国間情報交換枠組み（MMOU）や二国間の情報交換の枠組み[9]を活用し、モニタリングのために必要となる情報の取得や海外監査監督当局からの要請に応じた情報提供を行う。また、IFIAR における議論への積極的な参加を通じて、海外の監査監督手法やグローバルネットワークの動向を把握することとする。

（３）オフサイト・モニタリングの強化

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するために、大手監査法人及び準大手監査法人との定期的な意見交換を継続するとともに、金融庁、関係団体、海外監査監督当局などの関係者との連携などを通じた情報共有のための取組を一層強化する。また、業界動向等の被監査会社を取り巻く環境に係る情報収集・分析を充実させ、情報収集・分析結果については、検査に有効に活用するなどオンサイト・モニタリングとの一体的な運用に努めるものとする。

（４）モニタリング実施態勢の強化

監査事務所の態様に応じた情報収集・分析、検査の実施に向けて、審査会のモニタリング実施態勢を強化する。

そのために、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等を分析し適切に対応を図ることができる人材、効率的で実効的なモニタリングの指導ができる人材を登用する。また、海外監査監督当局への職員の派

9　平成 30 年６月末時点で８か国（アメリカ、カナダ、マレーシア、オランダ、ルクセンブルク、イギリス、フランス及び中国）の監査監督当局との間で、情報交換の枠組みに関する書簡交換（EOL）を実施している。

遣、会計・監査に係る国際的な動向や主要な課題にも留意した研修等を通じて人材の育成を進める。

（５）日本公認会計士協会の品質管理レビュー制度の総括的検証等

審査会は、監査事務所に対する検査等を通じて、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューの有効性に関し検証を行っており、そこで把握した問題等を協会と共有している。これを受けて、協会においてもレビュー態勢の強化などの対応を順次行ってきているが、協会の品質管理レビューが不断に向上していくように、引き続き、協会の品質管理レビューの総括的検証を行う。

また、監査事務所に対する検査と品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、協会との適切な役割分担・連携を図る。

３　オフサイト・モニタリングに係る基本計画

効率的で実効性のあるオフサイト・モニタリングを実施するために、協会の品質管理レビューに係る報告のほか、これまでの審査会検査の結果を分析するなど有効に利用する。また、監査事務所の状況や個別監査業務に係るリスクを適時、的確に把握する観点から、以下のとおり、監査事務所に対する報告徴収、ヒアリングや協会の品質管理レビューの検証を実施するなど、監査事務所の態様に応じたオフサイト・モニタリングを実施する。

（１）報告徴収

①　協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、監査事務所の適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、適時に報告徴収を実施する。

特に、中小規模監査事務所については、監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、代表者の経営方針、収益・財務構造及び組織・人材といった項目等を重点的に検証する。報告徴収の実施に当たっては、必要に応じて対面方式を用いるなど効果的に検証を行う。

また、報告徴収の結果、重大な問題が疑われる監査事務所については、当該結果を検査等における重要な参考情報として活用することとする。

②　大手監査法人については、監査法人のガバナンス・コードを踏まえ構築した監査品質の向上のためのガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢、IT を活用した監査手法（セキュリティを含む。）等の検証に必要な定性・定量の情報を報告徴収において継続的に求めることとする。

報告徴収により得られた情報については、分析の上、効果的・効率的な検査に資するよう活用するほか、大手監査法人間の比較分析や大手監査法人における横断的な問題等の把握に活用する。なお、報告徴収に当たっては、検査や意見交換で提出された情報を活用するなどにより、効率的に実施することとする。

③　検査結果通知後一定期間を経過した監査事務所に対して、必要に応じて報告徴収を行い、品質管理の改善状況を検証する。その際、金融庁関係部局と連携し、不備の内容や重要性に応じた検証に努める。

なお、検査において、業務運営が妥当でなく、かつ早急な改善を要すると認められた監査事務所に対しては、一定期間の経過を待つことなく、検査結果通知と同時に、改善計画の策定及び実施状況に係る報告徴収を実施することを検討する。

上記報告徴収の結果、改善が不十分である状況を把握した場合には、再度の報告徴収や検査などの対応を検討することとする。

（２）協会の品質管理レビューの総括的検証等

協会の平成 29 年度品質管理レビューの実施内容をみると、監査事務所の直近の品質管理の状況に応じて、レビュー日数、レビューアーの人数を弾力的に決定している事例や、レビュー実施中の指摘状況に応じてレビュー期間を延長している事例などが前年度に比べて増加している。また、個別監査業務の指摘を形式的な文書化の不備にとどめずに不備の実態を踏まえ監査手続上の指摘としている事例や、個別監査業務の指摘内容を踏まえ品質管理態勢の不備とも結びつけている事例も増えてきている。

このように、協会の品質管理レビューの質は向上してきていると認められる一方で、レビューでの改善指導が、レビュー先の監査事務所に適切に行われ、有効な改善を促しているかという観点においては、なお課題がみられる。

このような状況を踏まえて、今後とも、レビュー報告受理時の審査及び検査等を通じて総括的検証を行うこととする。

現在、審査会と協会の実務者レベルにおいて、有効な改善・監査品質の向上につながる品質管理レビューの在り方について、意見交換等を実施している。上記の総括的検証の結果を踏まえ、互いの機能の実効的な連携を図るとともに、審査会と協会との適切な役割分担について、協会の品質管理レビュー等の実効性向上に向けた取組の進捗等を踏まえ、議論を継続していく。

（３）監査事務所に関する情報等の収集・分析等

監査事務所の最新の業務管理態勢や監査事務所・監査業界の抱える問題等を

把握する観点から、大手監査法人及び準大手監査法人との定期的な意見交換を継続し、その際には経営トップの監査品質の向上に向けた考えについても意見交換を行う。

また、金融庁関係部局、協会及び取引所等の関係団体に加え、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局や監査事務所のグローバルネットワークとの間の意見交換・連携などを通じた情報共有を一層強化することとし、さらに、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析態勢の向上に努めていく。

4　検査基本計画

監査事務所等モニタリング基本方針に基づき、検査先である監査事務所との対話を通じ、業務運営上の問題点や根本的な原因を踏まえた改善対応等の認識を共有し、的確かつ効果的な指摘に努める。その際、業務改善に向けた優れた取組等が認められる場合には、当該取組等を評価し、検査対象先とも認識を共有する。

検査結果については、監査事務所だけでなく、その被監査会社の監査役等にも業務管理態勢を含む指摘内容が的確に伝わるよう、検査結果通知書の記載内容を見直したところである。審査会は、今後も監査事務所や監査役等の検査結果の利用者との対話等を通じて検査結果の記載内容の充実に努めるとともに、被監査会社の内部統制の機能向上に資する観点から、監査役等が検査結果を有効に活用するよう、監査事務所と監査役等の連携を一層促していくこととする。

上記も踏まえ、本事務年度検査においては、業務管理態勢が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているか、監査業務の実施において適切な職業的懐疑心を発揮しているか、監査事務所自らが不備の根本的な原因を踏まえた有効な改善に向けた行動をとっているかの観点を重視し、以下のとおり、監査事務所の態様に応じた検査を行う。

（1）大手監査法人

大手監査法人については、資本市場における役割の重要性等を踏まえ、協会の品質管理レビュー結果に基づき、原則として２年ごとに検査（通常検査）を実施する。

また、通常検査の次事務年度において、改善状況を検証するためのフォローアップ検査を引き続き実施する。フォローアップ検査の実施に当たっては、検査先の負担にも配慮し、検査の効率的な実施に一層留意する。

さらに、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、

又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、上記原則にとらわれずに機動的に検査を行う。

大手監査法人は、数千人規模の職員を擁し、また複数の部門・地方事務所によって構成される巨大な組織であるため、現場で監査業務を行う監査チームに対して品質管理や業務管理などを浸透させる態勢が重要である。したがって、トップの姿勢を含む経営管理態勢や業務管理態勢に一層重点を置いて検査を実施する必要がある。

上記を踏まえ、本事務年度の検査においては、監査品質の向上に向けた経営層の認識を確認しつつ、以下の検証項目に重点を置く。

- 監査品質の向上に向けて、監査法人のガバナンス・コードを踏まえ構築した態勢の実効性についての検証。監査法人としての品質管理態勢が適切に運営されているかの観点から、経営管理態勢・業務管理態勢、組織の末端までの品質管理の定着の状況の検証
- 適切なリスク評価が行われているか、適切に職業的懐疑心が発揮されているかの観点から、収益認識及び会計上の見積りに係る監査手続の検証
- 監査に係る新規受嘱手続（特に大手上場会社に係る手続）及び新規受嘱等に伴う監査実施体制の編成が監査事務所の監査品質に及ぼす影響の検証
- 経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーションの状況の検証
- 海外事業を含めた企業の内部統制の評価、海外子会社を含むグループ監査の状況の検証
- 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証
- グローバルネットワークによる監視活動への対応状況の検証

（２）準大手監査法人

準大手監査法人については、大手監査法人に次ぐ規模を有し、多くの上場会社の監査業務を行っているなど、我が国監査業界における重要性に鑑み、協会の品質管理レビュー結果に基づき、原則として３年ごとに検査を実施する。ただし、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を行う。

本事務年度の検査においては、監査品質の向上に向けたトップの姿勢を含めた経営層の認識や取組を把握するとともに、以下の検証項目に重点を置く。

- 監査品質の向上に向けて、監査法人のガバナンス・コードを踏まえ構築し

た態勢の実効性についての検証。組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証

- 被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源についての検証
- グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- 経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーションの状況の検証
- 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証

（３）中小規模監査事務所

中小規模監査事務所については、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性などの確認を中心とした検査を実施する。その際には、不備が監査事務所のビジネスモデルに起因するものか、不備に対する改善の取組が形式的、対症療法的なものにとどまっていないかに留意する。なお、検査対象先の選定に当たっては、協会の品質管理レビューの結果等に基づき、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要性を検討する。

本事務年度の検査においては、以下の検証項目に重点を置く。

- 代表者及び社員の品質管理に対する認識、関与状況、組織の一体性などを含む経営管理態勢・業務管理態勢等の検証
- 被監査会社の監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力を含めた監査資源についての検証
- 監査役等とのコミュニケーション、監査実施者への指導・監督状況、専門家の利用の状況、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- 監査リスクの高い上場会社の受嘱におけるリスク評価の適切性や監査実施態勢の検証
- 監査における不正リスク対応基準への対応状況の検証
- グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- 品質管理レビューによる指摘等に対する改善状況の検証
- 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況の検証

５　モニタリング情報の提供

モニタリングの結果や状況等については、その内容を取りまとめた上で、監査品質の確保・向上に資するよう海外も含め広く情報提供をしていく。取りまとめ及び情報提供に当たっては、以下の点に留意することとする。

①　モニタリングレポートについては、市場関係者が監査に対する理解を深めることに資する観点から、審査会における最新のモニタリングの結果や監査事務所の状況を反映させる。また、読み手として、市場関係者だけでなく広く社会一般を視野に入れ、特に会計・監査に関係する教育者や学生などにも広がるよう、情報の内容や発信の充実に努める。

②　検査結果事例集については、優れた取組等を含め、最近の検査で確認された事例等を抽出し、深度ある分析を行った上で改訂し公表する。改訂に当たっては、監査事務所のほか監査役等の市場関係者に、より理解され活用されるように努める。

　また、全国の協会地域会等での説明会や監査役等への講演等を通じて、検査結果事例集の内容の周知を行っているところであるが、市場関係者等に対しても積極的に発信することとする。

以　上

２－６

公認会計士･監査審査会の勧告一覧

勧告年月日	監査法人･公認会計士
平成18年6月30日	あずさ監査法人
平成18年6月30日	監査法人トーマツ
平成18年6月30日	新日本監査法人
平成18年6月30日	中央青山監査法人
平成18年11月29日	有恒監査法人
平成19年3月28日	麹町監査法人
平成19年7月5日	東陽監査法人
平成19年10月25日	なごみ監査法人
平成20年2月7日	KDA監査法人
平成20年3月5日	六本木監査法人
平成20年3月28日	福北監査法人
平成20年4月16日	監査法人夏目事務所
平成21年2月17日	監査法人ウィングパートナーズ
平成21年11月17日	プライム監査法人
平成22年7月13日	永昌監査法人
平成23年6月7日	堂島監査法人
平成24年2月1日	ロイヤル監査法人
平成24年11月22日	阪神公認会計士共同事務所
平成26年2月24日	東京中央監査法人
平成26年6月13日	清和監査法人
平成26年7月11日	九段監査法人
平成26年10月24日	才和有限責任監査法人
平成27年1月30日	監査法人セントラル
平成27年3月20日	有限責任クロスティア監査法人
平成27年6月19日	仁智監査法人
平成27年12月15日	新日本有限責任監査法人
平成28年1月12日	明誠有限責任監査法人
平成28年3月24日	KDA監査法人
平成28年11月9日	監査法人よつば綜合事務所
平成29年6月8日	監査法人アリア
平成30年5月18日	監査法人アヴァンティア

監査法人アヴァンティアに対する検査結果に基づく勧告について

平成30年5月18日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査法人アヴァンティア（法人番号3010005012953、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第41条の２の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

１．業務管理態勢

当監査法人は、前回の審査会検査において、法人代表が組織的に監査の品質を確保することを軽視し、品質管理に関する管理全般を品質管理担当責任者に任せきりにしていること、業容の拡大に見合った適切な人員や体制の構築に向けた具体的な取組を十分に講じていないことなどの指摘を受けている。

このような状況を踏まえて、法人代表は、社員の職位及び職責や審査制度の見直しなどの改善策を実施したとしているが、社員の職位及び職責の見直しについては単に社員の職階を再区分した形式的なものとなっており、不備の原因を十分に分析しないまま改善措置を講じている。また、法人代表は、品質管理業務への関与が低く、品質管理の改善を品質管理部長に一任しているため、品質管理態勢が実効的なものとなっていないことを把握していない。

品質管理部長は、監査契約の新規受嘱等に時間をかけ、品質管理業務に十分に関与していない。また、改善措置を講じるに当たって不備の原因を十分に分析していないため、改善策は対症療法的なものとなっており、個々の監査業務に依然として不備が多く生じている状況を放置している。

さらに、品質管理部長は、品質管理部が十分に機能していないことを認識していたにもかかわらず、品質管理態勢の構築に必要な措置を講じていないなど、品質管理担当責任者としての職責を果たしていない。

法人代表及び品質管理部長は、監査業務を実施する上で必要な適性や能力を有する監査実施者を十分に確保できていないにもかかわらず、リスクが高い会社の監査業務の新規契約を複数締結し、法人の業務拡大を先行させている。

このように、法人代表及び品質管理部長においては、組織的に監査の品質を確保するという意識が依然として不十分であり、当監査法人の監査業務の現状を踏まえた実効的な品質管理のシステムを構築していない。

２．品質管理態勢

（前回審査会検査及び品質管理レビューでの指摘事項に対する改善状況）

品質管理部長は、前回審査会検査等で指摘された個々の不備を研修で周知しているものの、対症療法的な改善策を指示するのみで、不備の原因にまで踏み込んだ改善策を検

討していない。さらに、品質管理部長は、自らが関与する監査業務や審査等を通じて、監査補助者の職業的懐疑心が不足していることを把握していたにもかかわらず、そのような状況を法人全体の品質管理態勢の問題として捉えていない。

また、品質管理部長を補佐するために配置された社員２名は、いずれも品質管理業務に関与する時間がとれる状況になく、監査チームにおける監査の品質に係るモニタリングが実施できていないなど、品質管理部は十分に機能していない。

この結果、今回の審査会検査においても多数の重要な不備を含む、広範かつ多数の不備が認められている。

（監査契約の新規締結）

監査契約の新規受嘱を申請する業務執行社員予定者及び新規受嘱の承認を行う社員会のメンバーは、不正により決算を訂正している会社や内部統制上の不備を開示している会社など、リスクが高い会社の監査契約の新規受嘱にもかかわらず、考慮すべきリスク要因に対して十分かつ適切なリスク評価を実施していない。

また、社員会のメンバーは、新規受嘱の承認を行うに当たって、監査業務を実施するための適性、能力及び人的資源について検討することとしているにもかかわらず、それらの事項について具体的な検討を実施しておらず、リスクが高い会社の監査業務において、業務執行社員に主査を兼務させることで着手したものや、監査補助者の多くが新規採用者や新規契約した非常勤職員で構成されているものがみられる。

（監査補助者に対する指示、監督及び監査調書の査閲）

今回の審査会検査で検証した個別監査業務においては、監査補助者の職業的専門家としての能力の不足によって、監査補助者が実施した監査手続に、重要な不備を含む、広範かつ多数の不備が認められている。

このような状況にもかかわらず、業務執行社員は、監査補助者の能力を適切に把握することなく、監査補助者に監査業務を任せ、適切な指示、監督及び監査調書の査閲を実施していない。

（監査業務に係る審査）

当監査法人では、前回審査会検査での指摘を踏まえ、審査体制を合議制からレビュー・パートナー制に変更することで、審査担当社員の責任を明確にしたとしている。

しかしながら、審査担当社員は、初年度監査における期末の監査意見形成のための審査を実施するに当たり、十分な関与ができていない。また、赤字店舗の固定資産のグルーピングを全社資産に変更することの妥当性について、十分かつ適切な監査証拠を入手していない事案に関して、審査で必要となる監査調書を確認し、監査チームから説明を受けていたにもかかわらず、問題点を指摘できていない。

このように、審査担当社員は、適切に監査意見が形成されているかを確かめるという審査の職責を果たしておらず、当監査法人の審査態勢は十分に機能していない。

（品質管理のシステムの監視）

当監査法人では、品質管理レビューで限定事項が付されたことを踏まえ、実効性ある定期的な検証を実施するよう改善を図ったとしている。

しかしながら、定期的な検証の担当社員は、監査チームからの説明を受けるのみで監査調書を直接確認していないため、重要な構成単位の実証手続や、特別な検討を必要とするリスクとして識別した関係会社株式及びのれんの評価等において重要な不備を看過しているなど、その職責を果たしていない。また、今回の審査会検査で指摘した不備のほとんどを定期的な検証において指摘できていないなど、当監査法人の定期的な検証は実効性のあるものとなっていない。

このように、当監査法人の品質管理態勢において、多数の項目で重要な不備が認められ、著しく不十分である。

３．個別監査業務

法人代表及び品質管理部長を含む業務執行社員及び監査補助者は、会計及び監査の基準の理解並びに職業的懐疑心が不足している。

このようなことから、期末近くの利益率の異常値を把握したにもかかわらず、被監査会社の説明を聴取するにとどまり十分かつ適切な監査証拠を入手していないなど、被監査会社の事業や取引の理解を踏まえた監査リスクを適切に評価していない事例、関係会社株式及びのれんの評価の検討において、実績が計画を下回っている状況が継続しているにもかかわらず、将来事業計画の達成可能性を検討していないなど、被監査会社の主張を批判的に検討することなく受け入れている事例、また、重要な構成単位の重要な勘定科目に実証手続を実施していない事例、さらに、関連当事者注記について会計基準の解釈を誤り、注記が漏れている事実を見落としている事例などの重要な不備が認められている。

このほかに、被監査会社が売価還元法を採用しているにもかかわらず、売価変更に関する内部統制の理解及び運用状況の評価手続を実施していない事例、被監査会社の作成した情報の信頼性を評価していない事例、棚卸資産評価損に関する十分かつ適切な監査証拠を入手していない事例など多数の不備が認められている。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められるなど、当監査法人の個別監査業務は著しく不十分である。

お問い合わせ先
公認会計士・監査審査会事務局
審査検査室
（代表） 03-3506-6000（内線 2468）

検査結果事例集についての講演の実施状況

（１）日本公認会計士協会本部及び協会地域会における講演

開催日	場所		講師
平成 30 年 10 月 4 日	東京会	東京都	廣本会長・主任検査官又は検査官
10 月 16 日	東海会	愛知県	
10 月 19 日	沖縄会	沖縄県	
10 月 24 日	日本公認会計士協会本部	東京都	
11 月 9 日	北海道会	北海道	
11 月 14 日	北部九州会	福岡県	
11 月 20 日	中国会	広島県	
11 月 21 日	近畿会	大阪府	
11 月 26 日	四国会	香川県	
12 月 4 日	東北会	宮城県	
12 月 13 日	北陸会	石川県	
平成 31 年３月 22 日	神奈川県会	神奈川県	

（２）日本内部監査協会における講演

開催日	場所		講師
平成 30 年 11 月 13 日	日本内部監査協会	東京都	松井委員・主任検査官
11 月 30 日		大阪府	

（３）日本監査役協会における講演

開催日	場所		講師
平成 30 年 12 月 11 日	日本監査役協会	東京都	廣本会長・主任検査官
12 月 12 日			

平成 28 年 3 月 24 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上（抄）
～大規模監査法人を中心に～

１～３省略

４．今後の対応

上記の問題認識及び調査結果報告を踏まえ、審査会は、今後、以下の対応を進めていくこととする。

なお、以下の対応とともに、質の高い検査官を十分に確保することは、検査の実効性の維持・向上に不可欠である。審査会検査においては、その専門性に鑑み、任期付職員の公認会計士の役割が重要となっているところ、審査会検査に検査官として従事した経験が、その後の公認会計士業務の質の向上につながるなど、公認会計士としての魅力的なキャリアパスとして認識されるよう、審査会として努めていく。

（１）検査の機動的な実施

モニタリング基本計画において、大手・準大手監査法人については、２ないし３年に１度定期的に検査を実施することとしている。このため、被監査会社に会計上の重大な問題が懸念される状況があり、当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所の品質管理体制を早急に確認する必要がある場合においても、次の定期的検査まで検証が行えないのではないかとの危惧が示されている。

したがって、そのような状況において、当該監査事務所の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施することを明確にする必要がある。

具体的には、協会の品質管理レビュー結果を踏まえ、監査事務所の品質管理を検証するという法的枠組を前提としつつ、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所等の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施することとし、その方針を平成 28 年度のモニタリング基本計画等において明確化する。

（２）大手監査法人に係る検査のフォローアップの強化

既述のとおり、大手監査法人については、２年ごとに検査が実施されること等から、次回検査時に前回検査のフォローアップを実施しているところであるが、近時の大手監査法人に対する検査において、前回検査と同様又は同種の不備を繰り返し指摘している状況にある。

このような大手監査法人の検査結果をみると、フォローアップの強化にあたっては、品質管理体制面の整備状況よりも、改善策が組織末端まで浸透しているかどうか等の運用面に重点を置いた検証をすることがより有効である。これを踏まえると、フォローアップの手法としては、検査において重要な不備事項が指摘された場合には、オフサイトである報告徴収ではなく、当該検査の翌年にオンサイトである立入検査により改善状況を検証することが適当である。【平成 28 事務年度検査から実施】

その場合、フォローアップの検査も含めて、毎年検査を実施することとなるため、フォローアップ検査の検査体制、検証範囲の絞り込み、報告書の簡素化を行うなど、効率的・効果的な実施に留意する。【平成 28 事務年度検査から実施】

（３）協会との適切な役割分担等

① 監査事務所の監査の品質管理の検証は、協会の品質管理レビュー及び同レビューを踏まえた審査会の検査の双方で実施しているところである。審査会は大手監査法人において特に重要であるガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢につき深度ある検査を実施している一方で、協会は、中小を含めたすべての監査事務所を対象として定期的に品質管理レビューを実施している。こうした審査会、協会双方の検証の特性を活かした役割分担により、監査事務所に対する検証を全体として最大限の効果を発揮するものとする。

【継続的検討】

② 審査会検査官と協会の品質管理レビュアーとは、これまでも意見交換等を通じ、品質管理レビューの一層の充実を働きかけるとともに検査官の能力・知見の向上を図ってきた。このような意見交換等は、検査官及びレビューアーの能力等の向上に資するものであるため、今後も継続的に実施していく。

（４）検査手法の向上

検査の実効性を向上させるためには、検査手法についても、より効果的・効率的なものとなるよう工夫することが必要である。

特に大手監査法人は、数千人規模の職員を擁する巨大な組織であり、上場被監査会社も数百社有している。したがって、大手監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証を、より効果的・効率的に行えるように重点を置いて取り組む。

① 大手監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証を、より効果的・効率的に行うための取組み

ガバナンス体制等の検証に必要な定性・定量の情報を、報告徴収により継続的に入手することとする。また、入手した情報を分析し、監査法人内部やグローバルネットワークの取組みも参考にし､検査の着眼や検査官の目線の形成に監査品質指標として活用することを検討する。

【平成 28 事務年度から実施】

② 個別監査業務に係るリスクベースの検査手法向上のための取組み

業界動向等の被監査会社を取り巻く環境に係る情報収集･分析など、リスク評価手法を一層充実させるとともに、その効果を検証し、継続的に見直していくこととする。

【平成 28 事務年度から実施】

③ 監査法人のガバナンス・コードが策定された場合には、ガバナンスの向上につなげるとの観点から、その対応状況を検証することを検討する。

（５）検査結果の取扱い（監査の品質の見える化）

検査先が検査における指摘事項を適切に改善するためには、指摘内容等が的確に検査先に対して伝達されることが重要である。

また、財務書類の作成責任は経営者にあることに鑑み、監査役等に対する検査結果の開示を通じて、被監査会社における会計上の問題点の改善に資するものとすることが必要である。さらに、会社法の改正やコーポレートガバナンス・コードの策定等を受け、監査役等の会計監査に関する責任が拡充していることから、監査役等による審査会検査結果の利用の重要性も増している。

このようなことを踏まえ、被監査会社等に対して、検査結果及び検査関連情報を的確に伝達するため、以下のような取組みを行う。

① 検査結果通知の記述方法について、以下の観点から見直す。

・検査先に問題点を具体的かつ的確に伝達し、適切な改善がなされる内容とすること

・検査結果の開示を受けた第三者、特に監査役にとって有効に活用できるよう、指摘内容の明瞭性、比較可能性の向上等を図ること

【平成 28 事務年度から実施】

なお、個別の検査結果の開示範囲の拡大については、将来的な検討課題とする。

② 広く一般に提供される監査の品質に係る情報を充実させる観点から、検査結果事例集を毎事務年度見直し、公表しているが、同事例集において大手監査法人に係る指摘事例とその他の監査法人に係るものを区別することとする。また、検査その他のモニタリングの成果については、監査の品質の確保・向上に資すると考えられる場合には、その内容を整理し、新たにモニタリングレポートとして取りまとめ、公表することとする。

【平成 27 事務年度検査等の状況から対応】

（以上）

公認会計士試験制度の概要

受験資格　受験資格の制限なし。年齢、学歴等にかかわらず受験可能

受験地　東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県

短答式試験

年2回（第Ⅰ回12月上旬、第Ⅱ回5月下旬）実施

試験科目

■財務会計論　■管理会計論　■監査論　■企業法

短答式試験合格

合格者は、翌年及び翌々年の2年間、短答式試験の免除を受けることが可能

論文式試験

年1回（8月中下旬）実施

試験科目

必須科目　■会計学　■監査論　■企業法　■租税法
選択科目　■経営学　■経済学　■民法　■統計学
（以上の4科目から1科目選択）

※論文式試験で不合格になった場合でも、公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た科目については、翌年及び翌々年の2年間、当該科目の免除を受けることが可能

公認会計士試験合格

登録

○2年以上の実務経験
業務補助　又は　実務従事　※試験合格の前に行うことも可

○実務補習
公認会計士となるのに必要な技能を取得（講習を受け、必要な単位を取得）
※日本公認会計士協会による修了考査を含む

（注）実務経験
①業務補助　監査証明業務について公認会計士又は監査法人を補助
②実務従事　財務に関する監査、分析、その他の実務に従事
（実務従事に該当する業務の例：企業における経理、予算管理、原価計算、企業財務分析や財務コンサルタントなど。単純な経理事務等は除く。）

公　認　会　計　士

平成30年６月22日公表

試験結果の概要

（平成 30 年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験）

（１）願書提出者数

8,793 人

（２）答案提出者数

5,346 人（注）

（注）願書提出者数と答案提出者数の差の内訳

・欠席者数　1,834 人（第Ⅱ回短答式試験の受験予定科目の全てを欠席した者）

・短答式試験免除者数　1,613 人

うち　平成 28 年又は平成 29 年短答式試験合格者　1,354 人

うち　司法試験合格者や大学教授等　183 人

うち　旧第二次試験合格者　76 人

（３）合格者数

975 人

・ 総点数の 64%以上を取得した者

・ただし、試験科目のうち１科目につき、その満点の 40%未満の者がある者は不合格

（４）総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		45.9%
科目別	財務会計論	40.4%
	管理会計論	45.8%
	監査論	53.6%
	企業法	48.9%

平成30年６月22日公表

第Ⅰ回及び第Ⅱ回短答式試験の属人ベースでの試験結果

（平成 30 年公認会計士試験）

（１）願書提出者数

11,742 人

（２）答案提出者数

8,020 人（注）

（注）願書提出者数と答案提出者数の差の内訳

・欠席者数　2,133 人（第Ⅰ回及び第Ⅱ回短答式試験の受験予定科目の全てを欠席した者）

・短答式試験免除者数　1,613 人

（３）合格者数（第Ⅰ回及び第Ⅱ回の合算）

2,065 人

・ 第Ⅰ回短答式試験において 1,090 人

・ 第Ⅱ回短答式試験において　975 人

（４）論文式試験受験予定者数

3,678 人

・ 短答式試験合格者　2,065 人

・ 短答式試験免除者　1,613 人

うち　平成 28 年又は平成 29 年短答式試験合格者　1,354 人

うち　司法試験合格者や大学教授等　183 人

うち　旧第二次試験合格者　76 人

（注） 属人ベースとは、平成 30 年第Ⅰ回短答式試験及び同第Ⅱ回短答式試験のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

平成30年11月16日公表

平成 30 年公認会計士試験の合格発表の概要について

１．試験結果の概要

（１） 願書提出者数

11,742 人 （注）

うち 短答式試験の受験者等 11,666 人

（注）平成 30 年の願書提出者数は、第Ⅰ回短答式試験における願書提出者が 8,373 人、第Ⅱ回短答式試験における願書提出者が 8,793 人となっているところ、第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

（２） 論文式試験受験者数

3,678 人

うち 答案提出者数 3,312 人

（注）論文式試験受験者数 3,678 人と答案提出者 3,312 人との差は、論文式試験の受験予定科目全てを欠席した者 366 人である。

（３） 論文式試験合格者数

1,305 人（対前年比 74 人増）

うち 短答式試験の受験者等 1,294 人

合格率 11.1%（対前年比 0.1 ポイント減）

【平成 30 年公認会計士試験結果】

区　分	平成 30 年試験	短答式試験の受験者等	短答式試験みなし合格者（旧第２次試験合格者）	（参考）平成 29 年試験	短答式試験の受験者等	短答式試験みなし合格者（旧第２次試験合格者）
願書提出者数 (a)	11,742 人	11,666 人	76 人	11,032 人	10,939 人	93 人
短答式試験受験者数	10,153 人 (11,507 人)	10,153 人 (11,507 人)	―	9,416 人 (10,806 人)	9,416 人 (10,806 人)	―
短答式試験合格者数	2,065 人 (3,419 人)	2,065 人 (3,419 人)	―	1,669 人 (3,059 人)	1,669 人 (3,059 人)	―
論文式試験受験者数	3,678 人	3,602 人	76 人	3,306 人	3,213 人	93 人
最終合格者数 (b)	1,305 人	1,294 人	11 人	1,231 人	1,215 人	16 人
合格率 (b/a)	11.1%	11.1%	14.5%	11.2%	11.1%	17.2%

（注1）表中（　）の数値は、前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者を加えて算出したもの。

（注2）平成 30 年試験の「短答式試験の受験者等」の願書提出者数は、平成 30 年短答式試験受験者 10,153 人のほか、平成 29 年又は平成 28 年の短答式試験合格による短答式試験免除者 1,354 人並びに司法試験合格者等の短答式試験免除者 183 人を含んだもの。なお、平成 30 年短答式試験受験者 10,153 人のうち短答式試験免除者 24 人が重複しているので、合計は「短答式試験の受験者等」の願書提出者数と一致しない。（平成 29 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載。）

（4） 参考資料

平成 30 年公認会計士試験論文式試験の得点階層分布表（総合得点比率）（別紙）

2. 合格者の概要

（1） 合格者

- 52.0%以上の得点比率を取得した者
- ただし、試験科目のうち1科目につき得点比率が 40%未満のものがある場合は不合格

（2） 合格者の年齢

- 合格者の平均年齢は 25.0 歳
- 最高年齢は 55 歳、最低年齢は 18 歳

（3） 合格者の性別

- 男性 1,039 人、女性 266 人
- 合格者に占める女性の比率は 20.4%

（4） 合格者の学歴

- 「大学卒業（短大含む）」以上が 622 人（構成比 47.7%）

（5） 合格者の職業

- 「学生」及び「専修学校・各種学校受講生」が 940 人（構成比 72.0%）
- 「会社員」は 86 人（構成比 6.6%）

3. 一部科目免除資格取得者の概要

論文式試験の一部の試験科目について、合格発表の日から起算して2年を経過する論文式試験まで免除を受けることができる一部科目免除資格取得者は 449 人(属人ベース)

（注）科目別の免除資格取得者の延べ人数ベースでは 530 人

平成30年公認会計士試験論文式試験の得点階層分布表（総合得点比率）

階　層	論文式試験受験者			40%未満の科目がある者（注1）		40%未満の科目がある者を除いた場合		
	人員 (A)	累計 (B)	論文式試験受験者に対する累計人数の割合 (C)	人員 (D)	累計 (E)	人員 (A)－(D) (F)	累計 (B)－(E) (G)	論文式試験受験者に対する累計人数の割合 (H)
	人	人	%	人	人	人	人	%
70%以上	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
69%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
68%	1	1	0.03	0	0	1	1	0.03
67%	0	1	0.03	0	0	0	1	0.03
66%	1	2	0.05	0	0	1	2	0.05
65%	4	6	0.16	0	0	4	6	0.16
64%	10	16	0.44	0	0	10	16	0.44
63%	13	29	0.79	0	0	13	29	0.79
62%	25	54	1.47	0	0	25	54	1.47
61%	38	92	2.50	0	0	38	92	2.50
60%	54	146	3.97	0	0	54	146	3.97
59%	65	211	5.74	0	0	65	211	5.74
58%	94	305	8.29	0	0	94	305	8.29
57%	114	419	11.39	0	0	114	419	11.39
56%	153	572	15.55	1	1	152	571	15.52
55%	178	750	20.39	0	1	178	749	20.36
54%	180	930	25.29	2	3	178	927	25.20
53%	200	1,130	30.72	5	8	195	1,122	30.51
52%	186	1,316	35.78	3	11	183	1,305	35.48
51%	211	1,527	41.52	9	20	202	1,507	40.97
50%	163	1,690	45.95	10	30	153	1,660	45.13
49%	176	1,866	50.73	23	53	153	1,813	49.29
48%	189	2,055	55.87	39	92	150	1,963	53.37
47%	124	2,179	59.24	37	129	87	2,050	55.74
46%	139	2,318	63.02	62	191	77	2,127	57.83
45%	123	2,441	66.37	74	265	49	2,176	59.16
44%	92	2,533	68.87	67	332	25	2,201	59.84
43%	94	2,627	71.42	76	408	18	2,219	60.33
42%	69	2,696	73.30	64	472	5	2,224	60.47
41%	68	2,764	75.15	67	539	1	2,225	60.49
40%	45	2,809	76.37	45	584	0	2,225	60.49
39%	49	2,858	77.71	49	633	0	2,225	60.49
38%	46	2,904	78.96	46	679	0	2,225	60.49
37%	40	2,944	80.04	40	719	0	2,225	60.49
36%	22	2,966	80.64	22	741	0	2,225	60.49
35%	25	2,991	81.32	25	766	0	2,225	60.49
34%	25	3,016	82.00	25	791	0	2,225	60.49
33%	29	3,045	82.79	29	820	0	2,225	60.49
32%	15	3,060	83.20	15	835	0	2,225	60.49
31%	18	3,078	83.69	18	853	0	2,225	60.49
30%	8	3,086	83.90	8	861	0	2,225	60.49
29%	14	3,100	84.28	14	875	0	2,225	60.49
28%	12	3,112	84.61	12	887	0	2,225	60.49
27%	9	3,121	84.86	9	896	0	2,225	60.49
26%	12	3,133	85.18	12	908	0	2,225	60.49
25%	6	3,139	85.35	6	914	0	2,225	60.49
24%	8	3,147	85.56	8	922	0	2,225	60.49
23%	8	3,155	85.78	8	930	0	2,225	60.49
22%	6	3,161	85.94	6	936	0	2,225	60.49
21%	8	3,169	86.16	8	944	0	2,225	60.49

階　層	論文式試験受験者			40%未満の科目がある者(注1)		40%未満の科目がある者を除いた場合		
	人員 (A)	累計 (B)	論文式試験受験者に対する累計人数の割合 (C)	人員 (D)	累計 (E)	人員 (A)－(D) (F)	累計 (B)－(E) (G)	論文式試験受験者に対する累計人数の割合 (H)
	人	人	%	人	人	人	人	%
20%	4	3,173	86.27	4	948	0	2,225	60.49
19%	4	3,177	86.38	4	952	0	2,225	60.49
18%	12	3,189	86.70	12	964	0	2,225	60.49
17%	6	3,195	86.87	6	970	0	2,225	60.49
16%	8	3,203	87.09	8	978	0	2,225	60.49
15%	8	3,211	87.30	8	986	0	2,225	60.49
14%	3	3,214	87.38	3	989	0	2,225	60.49
13%	10	3,224	87.66	10	999	0	2,225	60.49
12%	14	3,238	88.04	14	1,013	0	2,225	60.49
11%	3	3,241	88.12	3	1,016	0	2,225	60.49
10%	6	3,247	88.28	6	1,022	0	2,225	60.49
9%	5	3,252	88.42	5	1,027	0	2,225	60.49
8%	10	3,262	88.69	10	1,037	0	2,225	60.49
7%	13	3,275	89.04	13	1,050	0	2,225	60.49
6%	18	3,293	89.53	18	1,068	0	2,225	60.49
5%	8	3,301	89.75	8	1,076	0	2,225	60.49
4%	3	3,304	89.83	3	1,079	0	2,225	60.49
3%	3	3,307	89.91	3	1,082	0	2,225	60.49
2%	3	3,310	89.99	3	1,085	0	2,225	60.49
1%	1	3,311	90.02	1	1,086	0	2,225	60.49
0%	1	3,312	90.05	1	1,087	0	2,225	60.49
欠席者	366	3,678	100.00	366	1,453	0	2,225	60.49

(注1)1科目につき得点比率が40%未満の科目がある者の人数。
(注2)各階層については、例えば、階層が「50%」の場合は、50%以上51%未満の人数。他の階層も同様。

平成30年公認会計士試験

合格者調

1．年別合格者調

年別	願書提出者（A）	論文式受験者（B）	合格者（C）	合格率	
				（C）／（A）	（C）／（B）
	人	人	人	%	%
平成 18年	20,796 (16,311)	9,617 (5,132)	3,108 (1,372)	14.9 (8.4)	32.3 (26.7)
平成 19年	20,926 (18,220)	9,026 (6,320)	4,041 (2,695)	19.3 (14.8)	44.8 (42.6)
平成 20年	21,168 (19,736)	8,463 (7,034)	3,625 (3,024)	17.1 (15.3)	42.8 (43.0)
平成 21年	21,255 (20,443)	6,173 (5,361)	2,229 (1,916)	10.5 (9.4)	36.1 (35.7)
平成 22年	25,648 (25,147)	5,512 (5,011)	2,041 (1,923)	8.0 (7.6)	37.0 (38.4)
平成 23年	23,151 (22,773)	4,632 (4,254)	1,511 (1,447)	6.5 (6.4)	32.6 (34.0)
平成 24年	17,894 (17,609)	3,542 (3,257)	1,347 (1,301)	7.5 (7.4)	38.0 (39.9)
平成 25年	13,224 (13,016)	3,277 (3,069)	1,178 (1,149)	8.9 (8.8)	35.9 (37.4)
平成 26年	10,870 (10,712)	2,994 (2,836)	1,102 (1,076)	10.1 (10.0)	36.8 (37.9)
平成 27年	10,180 (10,050)	3,086 (2,956)	1,051 (1,030)	10.3 (10.2)	34.1 (34.8)
平成 28年	10,256 (10,139)	3,138 (3,021)	1,108 (1,098)	10.8 (10.8)	35.3 (36.3)
平成 29年	11,032 (10,939)	3,306 (3,213)	1,231 (1,215)	11.2 (11.1)	37.2 (37.8)
平成 30年	11,742 (11,666)	3,678 (3,602)	1,305 (1,294)	11.1 (11.1)	35.5 (35.9)
合計	218,142	66,444	24,877	11.4	37.4

（注１）平成30年合格者中、最高年齢55歳、最低年齢18歳、女性266人。
（注２）表中（　　）内の数値は、旧第２次試験合格者等の短答式試験みなし合格者を除いたものであり、当該試験年の短答式試験受験者のほか、前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者並びに司法試験合格者等の短答式試験免除者を合計したもの。
（注３）平成30年の願書提出者は、第Ⅰ回短答式試験における願書提出者が8,373人、第Ⅱ回短答式試験における願書提出者が8,793人となっているところ、第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

（参考）過去の第2次試験結果状況

年別	願書提出者（A）	論文式受験者（B）	合格者（C）	合格率	
				（C）／（A）	（C）／（B）
	人	人	人	%	%
平成 7年	10,414	3,027	722	6.9	23.9
平成 8年	10,183	3,017	672	6.6	22.3
平成 9年	10,033	3,147	673	6.7	21.4
平成 10年	10,006	3,395	672	6.7	19.8
平成 11年	10,265	3,320	786	7.7	23.7
平成 12年	11,058	3,381	838	7.6	24.8
平成 13年	12,073	3,336	961	8.0	28.8
平成 14年	13,389	3,414	1,148	8.6	33.6
平成 15年	14,978	3,404	1,262	8.4	37.1
平成 16年	16,310	3,278	1,378	8.4	42.0
平成 17年	15,322	3,548	1,308	8.5	36.9
合計	134,031	36,267	10,420	7.8	28.7

（注１）第２次試験が短答式及び論文式となった平成７年以降の状況
（注２）昭和24年から平成17年までの累計
願書提出者（A）：321,580人、合格者（C）：24,430人、合格率（C）/（A）：7.6%

2．年齢別合格者調

区　　分	願書提出者 （A）	論文式受験者 （B）	合格者 （C）	合格率 （C）／（A）	合格率 （C）／（B）	合格者構成比
	人	人	人	%	%	%
20歳未満	209	41	21	10.0	51.2	1.6
20歳以上25歳未満	4,563	1,495	782	17.1	52.3	59.9
25歳以上30歳未満	2,416	796	295	12.2	37.1	22.6
30歳以上35歳未満	1,820	566	123	6.8	21.7	9.4
35歳以上40歳未満	1,155	345	51	4.4	14.8	3.9
40歳以上45歳未満	630	175	19	3.0	10.9	1.5
45歳以上50歳未満	379	105	6	1.6	5.7	0.5
50歳以上55歳未満	253	66	6	2.4	9.1	0.5
55歳以上60歳未満	145	40	2	1.4	5.0	0.2
60歳以上65歳未満	87	25	0	0.0	0.0	0.0
65歳以上	85	24	0	0.0	0.0	0.0
合　　計	11,742	3,678	1,305	11.1	35.5	100.0

（注）平成30年11月16日時点の年齢によるもの。

3. 学歴別合格者調

区　分	願書提出者 (A)	論文式受験者 (B)	合格者 (C)	合格率 (C)／(A)	合格率 (C)／(B)	合格者構成比
	人	人	人	%	%	%
大学院修了	755	254	32	4.2	12.6	2.5
会計専門職大学院修了	707	444	54	7.6	12.2	4.1
大学院在学	92	31	18	19.6	58.1	1.4
会計専門職大学院在学	149	54	20	13.4	37.0	1.5
大学卒業（短大含む）	5,248	1,521	498	9.5	32.7	38.2
大学在学（短大含む）	3,391	1,009	562	16.6	55.7	43.1
高校卒業	1,057	254	81	7.7	31.9	6.2
その他	343	111	40	11.7	36.0	3.1
合　計	11,742	3,678	1,305	11.1	35.5	100.0

（注１）第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者については、第Ⅱ回における出願時の申告に基づく区分による。
（注２）大学院の「修了」、大学及び高校の「卒業」には、見込者を含む。

4. 職業別合格者調

区分	願書提出者 (A)	論文式受験者 (B)	合格者 (C)	合格率 (C)／(A)	合格率 (C)／(B)	合格者構成比
	人	人	人	%	%	%
会計士補	73	70	12	16.4	17.1	0.9
会計事務所員	580	233	66	11.4	28.3	5.1
税理士	63	23	2	3.2	8.7	0.2
会社員	2,254	419	86	3.8	20.5	6.6
公務員	360	96	8	2.2	8.3	0.6
教員	34	22	3	8.8	13.6	0.2
教育・学習支援者	55	13	2	3.6	15.4	0.2
学生	4,552	1,409	735	16.1	52.2	56.3
専修学校・各種学校受講生	1,426	634	205	14.4	32.3	15.7
無職	1,755	575	170	9.7	29.6	13.0
その他	590	184	16	2.7	8.7	1.2
合計	11,742	3,678	1,305	11.1	35.5	100.0

（注）第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者については、第Ⅱ回における出願時の申告に基づく区分による。

5. 財務局別合格者調

区　分	願書提出者 (A)	論文式受験者 (B)	合格者 (C)	合格率 (C)／(A)	合格率 (C)／(B)	合格者構成比
	人	人	人	%	%	%
北海道	230	54	21	9.1	38.9	1.6
東北	329	87	18	5.5	20.7	1.4
関東	7,179	2,229	806	11.2	36.2	61.8
北陸	136	46	11	8.1	23.9	0.8
東海	680	257	94	13.8	36.6	7.2
近畿	2,181	757	288	13.2	38.0	22.1
中国	190	44	14	7.4	31.8	1.1
四国	138	32	7	5.1	21.9	0.5
九州	106	23	5	4.7	21.7	0.4
福岡	521	133	39	7.5	29.3	3.0
沖縄	52	16	2	3.8	12.5	0.2
合計	11,742	3,678	1,305	11.1	35.5	100.0

平成31年１月18日公表

試験結果の概要

（平成 31 年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験）

（１）願書提出者数

8,515 人

うち　欠席者 1,905 人（注）

（注）受験予定科目全てを欠席した者を指す

（２）答案提出者数

6,610 人

（３）合格者数

1,097 人

- 総点数の 63%以上を取得した者
- ただし、試験科目のうち 1 科目につき、その満点の 40%未満のものがある者は不合格

（４）総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		44.2%
科目別	財務会計論	38.1%
	管理会計論	44.1%
	監査論	54.3%
	企業法	46.9%

平成 30 年度の講演会の開催状況

（１）大学生等を対象とする講演

開催日	場所		講師
平成 30 年 4 月 25 日	昭和女子大学	東京都	廣本会長・検査官
5 月 9 日	山形大学	山形県	廣本会長
5 月 28 日	専修大学	神奈川県	松井委員
6 月 4 日	弘前大学	青森県	松井委員
6 月 8 日	帝塚山大学	奈良県	松井委員
6 月 20 日	名古屋市立大学	愛知県	廣本会長
7 月 5 日	東北大学	宮城県	廣本会長
10 月 4 日	信州大学	長野県	松井委員
10 月 17 日	兵庫県立大学	兵庫県	松井委員
10 月 19 日	同志社大学	京都府	松井委員
11 月 1 日	東北学院大学	宮城県	廣本会長
11 月 27 日	中央大学	東京都	松井委員
12 月 17 日	立命館アジア太平洋大学	大分県	松井委員・検査官
平成 31 年 1 月 8 日	富山大学	富山県	松井委員
1 月 12 日	関西学院大学大学院	兵庫県	廣本会長
1 月 23 日	松山大学	愛媛県	廣本会長

（２）高校生を対象とする講演

開催日	場所		講師
平成 30 年 6 月 6 日	秋田市立秋田商業高等学校	秋田県	廣本会長
平成 31 年 2 月 15 日	栃木県立宇都宮商業高等学校	栃木県	廣本会長

平成30年４月27日
公認会計士・監査審査会

第18回監査監督機関国際フォーラム（オタワ会合）について

第18回監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）が下記のとおり開催され、公認会計士・監査審査会からは、松井委員が参加し、最近の監査監督に関する議論に参画し、各監査監督当局と意見交換を実施しました。概要につきましては、IFIAR事務局によるプレスリリース（ステークホルダー・アナウンスメント）をご参照ください。

記

１．日程・開催場所
平成30年４月17日（火）～４月19日（木）
カナダ・オタワ

２．参加者
52のメンバー（各国・地域の監査監督機関）から、47の国・地域が本会合に参加

オブザーバー
バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、欧州委員会（EC）、金融安定理事会（FSB）、保険監督者国際機構（IAIS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、世界銀行（WB）、公益監視委員会（PIOB）　計７国際機関

議長
ブライアン・ハント加公共会計責任委員会（CPAB）顧問

３．主な議題
IFIAR2018-21年戦略プラン
監査法人のグローバルCEO等との監査品質に関する議論
テクノロジーの進歩が監査に与える影響に関する議論
基準設定主体との国際的な基準設定に関する議論　等

４．プレスリリース
（原文）　・　（仮訳）

IFIARやその活動に関する更なる情報は、IFIARウェブサイト（www.ifiar.org）を参照されたい。

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局　総務試験室
03-3506-6000 (代表)(内線2432)

プレスリリース（仮訳）

2018年4月24 日（東京、日本）

監査監督機関国際フォーラムが、カナダで開催された年次総会にて、台頭する破壊的テクノロジー（Disruptive Enablers）と監査の未来について議論

カナダ公共会計責任委員会（CPAB）は、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）のメンバーをカナダの首都オタワに招いて、2018年のIFIAR年次総会を開催した。

監査品質の向上は、IFIARのミッションの中核に位置づけられる。「監査品質は国際金融の安定と経済成長の土台であり、投資家と資本市場は財務報告の正しさに関する保証を監査人に依拠している。」とIFIAR議長のブライアン・ハントは述べた。「今のように相互の結びつきの強い世界では、監査品質の問題は一国にとどまらず国際的な行動が必要であり、IFIARは監査監督に関する実務経験をメンバーが交換する重要なフォーラムとなる。我々の年次総会は、監査品質に影響を与える事項に共同で対応するための貴重なプラットフォームをメンバーに提供している。」

監査監督の未来は、グローバル経済の相互関連性やボラティリティ、監査の意義に関わるような課題、人口動態や職業的適性の変化、潜在的に破壊的側面を持つテクノロジーのリスクと機会、監査・会計基準やより広い意味での金融規制体系の発展といった様々な要素から影響を受けている。本年の会合では、既に顕在化していたり、あるいは潜在的に存在する監査上の破壊的テクノロジー（disruptors）や我々が現時点において予想できる監査の未来へのそれらの影響が議論の焦点となり、このような変化の激しい環境下のIFIARの戦略的アプローチを確認した。

年次総会のゲストスピーカーにはスコシアバンクのデュビー・カニンガム技術担当副社長、EYのジェフ・ウォンイノベーション国際ヘッド、レイモンド・チャボットGTのエミリオ・B・インブリグリオ社長兼CEO及びCFAソサイエティ・トロントのリチャード・タルボット取締役が招かれ、監査の世界がどのように変わるべきかについての独自の展望を語った。米国会計検査院のティモシー・パーソンズチーフサイエンティスト、IBMアジア太平洋地域・中国グループ・日本地域のスコット・レイトン内部監査・検査部門長は、テクノロジーの進歩が財務報告・監査にどのように影響を与え得るかについての彼らの知見及び期待を披露した。

2018-2021年戦略プラン

本年の会合は、2017年４月に東京に設置されたIFIARの事務局が、事務局長及びスタッフを採用の上、運営を開始してから、また代表理事会が設置されてから１年目となる。主な節目には、IFIARの最初の戦略プランやそれを支えるオペレーティング・

プランのメンバーへの提示が挙げられる。IFIARの2018-2021年戦略プランは、グローバルでの監査品質の大幅な向上の達成、独立した監査監督能力の強化、及びIFIARメンバーシップの拡大を特に目指している。

ワーキンググループ及びタスクフォース

IFIARの多くの取組みは、ワーキンググループ及びタスクフォースを通じて実行されている。各ワーキンググループ及びタスクフォースの議長は、この一年の活動の詳細な情報及び当該活動から得られた主要な知見について報告し、今後一年の活動目標について共有した。

アドバイザリーグループと基準設定主体

投資家や監査委員会の代表者その他の主な利害関係者により構成される投資家・その他利害関係者ワーキンググループ（IOSWG）のアドバイザリーグループによるプレゼンテーションも行われた。アドバイザリーグループのパネリストは、テクノロジーのイノベーションがリアルタイム報告・保証をどのようにサポートし得るかや投資家その他の利害関係者の期待について議論を行った。

会合出席者は、IAASB（国際監査・保証基準審議会）の議長及びIESBA（国際会計士倫理基準審議会）の副議長から、国際的な基準設定に係る事項やそれらがグローバルな監査品質に与える影響についての説明も受けた。

グローバルCEO

主要な監査法人のグローバルネットワークとの監査品質に係る継続的な対話は、引き続きIFIARにとって優先度の高い取り組みである。６大ネットワーク（BDO、デロイト、EY、グラントソントン、KPMG、PwC）のCEOを年次総会に招き、グローバルに監査品質を向上させるためにどのような取り組みを行っているかについて聴取した。各CEOからは、監査業界の将来の課題や機会についての見解も共有された。

ターゲットセッション

本年の年次総会では、主に、監査監督に係る規制上のイノベーション、潜在的な又は顕在化した破壊的な監査テクノロジー及び新たに長文式監査報告書を導入した経験について議論した。３つの異なる分科会が開催され、その中でネットワークの監査法人は、業務の中でどのように最新のデータアナリティクス・ツールを利用しているかデモンストレーションを行った。

監査関連基準設定の改革

議長は、監査に関連する基準設定審議会の健全なガバナンスについて、モニタリング・グループの活動に関する情報の共有及びIFIARメンバーによる議論をリードした。

IFIARについて

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、2006年に組織され、アフリカ、北米、南米、アジア、オセアニア、ヨーロッパの52の国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。

監査品質の向上は、IFIARのミッションの中核に位置づけられる。我々の戦略は、世界中の監査に関連する事項に対し積極的に影響を及ぼし、また、監査品質と規制監督に関して国際的な対話の未来を形成することである。

IFIARは、監査を取り巻く環境や監査法人に対する検査・執行実務、監査委員会とのやり取り、監査品質指標プログラム、監査法人のカルチャーレビュー及び全般的な監査市場から得られる実務的な経験や洞察について、情報交換を行うためのプラットフォームをメンバーに提供している。監査品質及び監査監督に影響を与えるこの集合知は、持続的で高品質な監査を推進していく上で必要不可欠である。同様に重要なこととして、IFIARは、大手監査法人のグローバルネットワーク、国際基準設定主体、監査委員会、機関投資家、その他監査品質に関心を有する国際機関と協調的で持続的な対話を行う唯一のフォーラムである。

平成31年１月７日
金融庁

監査監督機関国際フォーラムによる執行体制に関するサーベイ報告書（2018年）の公表について

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、IFIARのメンバーである各国監査監督当局を対象に、2回目となる執行体制に関連する調査を実施し、その結果を取りまとめた「執行体制に関するサーベイ報告書（2018年）」（原題：2018 Report on Survey of Audit Regulators' Enforcement Regimes）を公表しました。詳細につきましては、以下をご覧ください。

・プレスリリース（原文）
・執行体制に関するサーベイ報告書（2018年）（原文）

お問い合わせ先

企画市場局企業開示課開示業務室
03-3506-6000 （代表）（内線3666）

IFIAR
INTERNATIONAL FORUM OF INDEPENDENT AUDIT REGULATORS

18F Otemachi Financial City Grand Cube,
1-9-2 Otemachi, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-0004 Japan
Tel: +81-3-4510-3495
Fax: +81-3-4510-3499
Email: secretariat@ifiar.org Web: www.ifiar.org

IFIAR Releases Report on Survey of Audit Regulators' Enforcement Regimes

December 14, 2018

An IFIAR report released today on the second Survey of Enforcement Regimes underscores the extent to which IFIAR members have the authority to respond to auditor misconduct and enforce compliance with the rules, laws, and standards that govern the audit profession in different parts of the globe. The results recognize the unique and critical role that enforcement plays in audit oversight.

Forty-two IFIAR members participated in the 2018 Survey, which sought information from members concerning the authority and structures of their enforcement programs, the handling and reporting of enforcement matters, historical and trend information, sharing information with other regulatory authorities, and ideas for reform. The 2018 Survey updates results from the first enforcement survey in 2014 and focuses on the three years from 2015 through 2017.

The report documents the ways in which IFIAR members exercise their investigative and disciplinary powers as well as grow or improve their enforcement programs. The IFIAR members reported a significant level of enforcement activity from opening investigations and litigating or settling matters to imposing sanctions from 2015 through 2017:

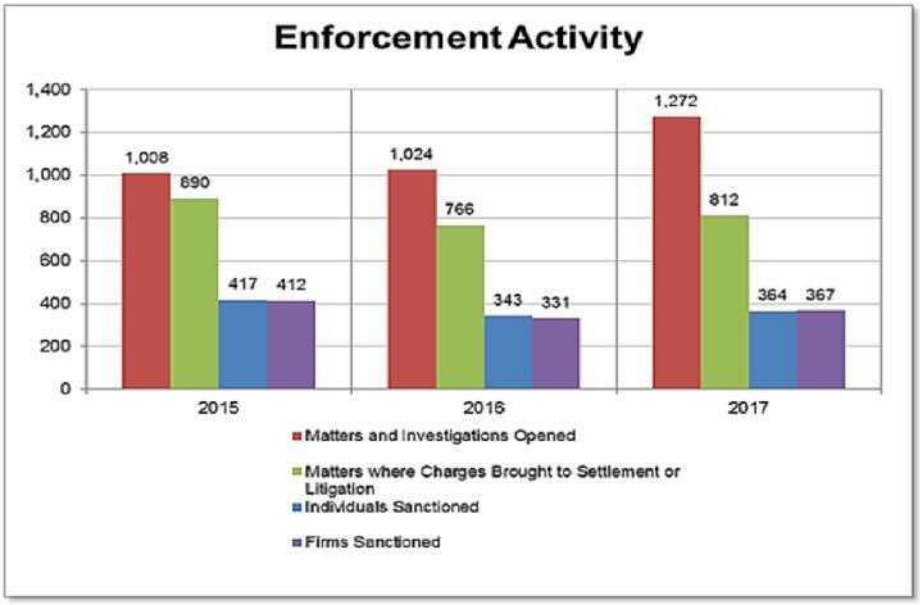

18F Otemachi Financial City Grand Cube,
1-9-2 Otemachi, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-0004 Japan
Tel: +81-3-4510-3495
Fax: +81-3-4510-3499
Email: secretariat@ifiar.org Web: www.ifiar.org

During the same period, many members (52% of those who participated in both the 2014 and 2018 surveys) were also given new enforcement authority, including additional types of disciplinary measures and sanctions, the ability to publish enforcement matters at earlier stages, and expanded jurisdiction to oversee and discipline third parties involved in an audit.

Demonstrating regulators' ability to pursue matters that may be larger, some 60% of the responding IFIAR members had imposed disciplinary measures or sanctions against at least one larger firm (i.e., at least one member firm of the six largest international audit networks) during the 2015 to 2017 period. The survey results also showed that the number of fines imposed on these largest firms and their partners increased in the same period as compared to the period from 2011 to 2013.

The 2018 Survey questioned members on observed trends and recurring issues relating to certain quality control areas. The leading response was independence, with 57% of respondents citing this as a recurring theme. Members consistently identified independence as a lingering compliance issue to be addressed by enforcement despite the variation in regimes, standards, and rules. Engagement Quality Control Review (EQCR) was a close second, cited by 50% of respondents. Other dominant themes that emerged from the 2018 Survey results include the importance of cross-border cooperation between members, particularly with the magnitude of cross-border audit services. Also, the ability to publish information about matters and the timing of such publications varies widely but regulators actively seek, consider, and use public disclosure as an enforcement tool.

Taken together, the 2018 Survey results highlight audit regulators' efforts to address audit quality through disciplinary measures and sanctions that influence auditor behaviour.

IFIAR
INTERNATIONAL FORUM OF INDEPENDENT AUDIT REGULATORS

18F Otemachi Financial City Grand Cube,
1-9-2 Otemachi, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-0004 Japan
Tel: +81-3-4510-3495
Fax: +81-3-4510-3499
Email: secretariat@ifiar.org Web: www.ifiar.org

About the Survey

IFIAR's Survey of Enforcement Regimes, first performed in 2014 and updated for 2018, is designed to elicit useful information about enforcement powers and activities conducted by IFIAR members primarily concerning audits of financial statements, but also addressing other accounting services and activities. The Survey's purpose is to develop an understanding of the mandates, objectives, and legal authority of members' enforcement regimes with the goal of sharing information and fostering the discussion of current and emerging enforcement issues, methodologies, and techniques. The report is a summary and analysis of responses and is intended to be used for informational purposes, not as recommended best practices. In addition, the table on the preceding page, which is also on page 33 of the report, should be read with the understanding that some respondents did not report data for this question either because they said their information concerning enforcement activity level was confidential, they declined to answer without explanation, they said no information was available, or their program was not yet established. As a result, it is possible that the numbers in the table understate the true numbers.

About IFIAR

Established in 2006, the International Forum of Independent Audit Regulators (IFIAR) comprises independent audit regulators from 53 jurisdictions representing Africa, North America, South America, Asia, Oceania, and Europe. Dedicated to serving the public interest and enhancing investor protection, IFIAR provides a platform for dialogue and information-sharing regarding audit quality matters and regulatory practices around the world, and promotes collaboration in regulatory activity. IFIAR's official observer organizations are the Basel Committee on Banking Supervision, the European Commission, the Financial Stability Board, the International Association of Insurance Supervisors, the International Organization of Securities Commissions, the Public Interest Oversight Board and the World Bank. For more information about IFIAR, visit www.ifiar.org.

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）本会合開催実績

	期　間	場　所	参 加 当 局
第１回	平成 19 年 3 月 22・23 日	東京	22 か国・地域
第２回	平成 19 年 9 月 24・25 日	トロント	21 か国・地域
第３回	平成 20 年 4 月 9～11 日	オスロ	22 か国・地域
第４回	平成 20 年 9 月 22～24 日	ケープタウン	21 か国・地域
第５回	平成 21 年 4 月 27～29 日	バーゼル	30 か国・地域
第６回	平成 21 年 9 月 14～16 日	シンガポール	29 か国・地域
第７回	平成 22 年 3 月 22～24 日	アブダビ	30 か国・地域
第８回	平成 22 年 9 月 27～29 日	マドリッド	37 か国・地域
第９回	平成 23 年 4 月 11～13 日	ベルリン	34 か国・地域
第 10 回	平成 23 年 9 月 26～28 日	バンコク	29 か国・地域
第 11 回	平成 24 年 4 月 16～18 日	釜山	32 か国・地域
第 12 回	平成 24 年 10 月 1～3 日	ロンドン	39 か国・地域
第 13 回	平成 25 年 4 月 15～17 日	ノールドワイク	42 か国・地域
第 14 回	平成 26 年 4 月 7～9 日	ワシントン D.C.	44 か国・地域
第 15 回	平成 27 年 4 月 21～23 日	台北	38 か国・地域
第 16 回	平成 28 年 4 月 19～21 日	ロンドン	48 か国・地域
第 17 回	平成 29 年 4 月 4～6 日	東京	47 か国・地域
第 18 回	平成 30 年 4 月 17～19 日	オタワ	47 か国・地域

（注）平成 25 年以降、本会合は年１回の開催とし、別途オフィサー、諮問委員会メンバー及びワーキング・グループ議長等による中間会合を開催。

IFIAR 検査ワークショップ開催実績

	期　間	場　所	参 加 当 局
第１回	平成 19 年 5 月 30・31 日	アムステルダム	22 か国・地域
第２回	平成 20 年 1 月 29・30 日	ベルリン	20 か国・地域
第３回	平成 21 年 2 月 11～13 日	ストックホルム	25 か国・地域
第４回	平成 22 年 2 月 9～12 日	パリ	31 か国・地域
第５回	平成 23 年 2 月 23～25 日	ワシントン	30 か国・地域
第６回	平成 24 年 3 月 5～7 日	アブダビ	32 か国・地域
第７回	平成 25 年 3 月 4～6 日	チューリッヒ	38 か国・地域
第８回	平成 26 年 3 月 10～12 日	クアラルンプール	36 か国・地域
第９回	平成 27 年 3 月 2～4 日	ロンドン	37 か国・地域
第 10 回	平成 28 年 2 月 22～24 日	アブダビ	34 か国・地域
第 11 回	平成 29 年 2 月 8～10 日	アテネ	41 か国・地域
第 12 回	平成 30 年 2 月 20～22 日	コロンボ	41 か国・地域
第 13 回	平成 31 年 3 月 6～8 日	パリ	47 か国・地域

日本 IFIAR ネットワーク　会員

【会計監査税務】

〇日本監査研究学会
〇日本監査役協会
〇日本公認会計士協会
　日本税理士会連合会
〇日本内部監査協会

【経済界】

　経済同友会
〇日本経済団体連合会

【金融資本市場】

　金融先物取引業協会
　国際銀行協会（ＩＢＡ）
　信託協会
　生命保険協会
〇全国銀行協会
　第二種金融商品取引業協会
　投資信託協会
　日本証券アナリスト協会
〇日本証券業協会
　日本損害保険協会
　日本投資顧問業協会
〇日本取引所グループ
〇日本ＩＲ協議会

【その他】

　日本弁護士連合会

【オブザーバー】

　東京都

計 22 団体

（注１）各分類内で 50 音順
（注２）〇印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属する会員。計９会員。

公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html